

平成25年2月定例会 文教厚生委員会（事前）

平成25年2月13日（水）

〔委員会の概要 保健福祉部・病院局関係〕

大西委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時38分）

直ちに議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、保健福祉部・病院局関係の調査を行います。去る2月6日に開催されました会長・幹事長会におきまして、議長より、元県議が生活保護の不正受給に関与した容疑で逮捕されるという前代未聞の事件が起こり、県民の県政に対する信頼を著しく損なうこととなり誠に遺憾である。

今後、このような事件を二度と繰り返さないために、県議会としては、今定例会において事件に至った経緯や再発防止策を、さらには、生活保護の不正受給防止策や生活保護受給者の自立支援はもちろんのこと、低所得者世帯に対する就学援助や就労支援などについても、幅広く議論することが肝要であることから、特に文教厚生委員会や経済委員会においては、十分に御審議いただきたい旨の発言がございました。

今回の事件については、生活保護行政を所管する本委員会といたしましても、看過しがたい問題であり、報道直後から副委員長と本日の運営について、協議をしてまいりました。

そこで、本日の文教厚生委員会におきましては、まず、生活保護制度に関する議論並びに質疑を最初に行いたいと思います。

御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

御異議なしと認めます。

それでは、まず初めに、委員長として、このたびの事件について、また、生活保護制度の概略等について、理事者に報告、説明を求めたいと思います。

理事者から御報告、御説明をいただいたあと、委員各位からの質疑をお願いしたいと思います。

保健福祉部

【提出資料】

- 生活保護制度の概要（資料①）

大西委員長

私のほうから、まず委員長として、御報告、御説明を願いたい項目と言いますか、内容を申し上げたいと思います。

まず、このたび当委員会の委員が容疑者として逮捕されました生活保護の不正受給事件につきまして、委員各位も新聞報道、マスコミ報道等で聞いておられると思いますが、理

事者として、担当者として、知り得た情報で結構でございますので、この事件についての御報告を願いたいと思います。

次に、現在の生活保護制度はどういうふうになっておりますか。今現在、国のほうでも、生活扶助の基準額を2013年度から3年間かけて約670億円を減額するというようなことが決められておまして、議論されているところでございます。約96パーセントの世帯で受給減になると言われておりますけれども、また一方、同じように福岡県中間市では不正受給が発生し、これは職員が関与して不正受給になっておりますが、こういったことが起こっております、さまざまな生活保護に対する議論が、社会の中で日常的に庶民の中でも行われているということをおも実感しているところでございまして、現在の生活保護制度の概略についてはどうなっているのか、この御説明を求めたいと思います。

最後にこれは、それに関連するわけでございますが、徳島県内において、生活保護受給者は何世帯、何人くらいいらっしゃるのか。また、県として、あるいは市町村として、どれくらいの費用を出して、受給されている方々の支援をされているのか。こういった徳島県内の現状について、御報告してもらいたいと思います。

小谷保健福祉部長

ただいま、大西委員長から、さきの元県議の逮捕事案を受けまして、生活保護の不正受給に関しての概要、また、現在の生活保護制度の概略、そして、県内におけます生活保護受給者の現状についての報告等を求められたところであります。

保健福祉部といたしまして、現在、この事件の概要、全体について解明につきましては捜査中であり、そちらのほうに期待するというところでございますが、私どもが現時点で知り得る範囲内で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、今回の事件の概要について説明を申し上げます。今回の事件は、報道もされておりますが、現在も警察が全体の解明に向けて捜査中であります。私どもが承知している範囲内におきまして、まず、案件の1つは、保護受給者が平成22年4月の転居に際しまして、保護費を不正に受給したというものでございます。生活保護受給者が転居する場合、転居先の家賃が国が定める額以内である場合には、敷金等の費用として、家賃上限額の3ヶ月分までを限度として支給することができます。

しかしながら、今回の実際の家賃は、国が定める額を越えておまして、本来、敷金の支給対象とならないといったことになるにもかかわらず、不動産業者におきまして、支給対象になるかのように虚偽の家賃の証明書類が県に提出があったものでございます。転居したことの事実確認のために、福祉事務所のケースワーカーである担当者が保護受給者の自宅を現に訪問しましたところ、申し出た家賃月額について、書類上の月額と実際の家賃月額が違うということが判明いたし、敷金を不正受給したということの事案が発覚したというものでございます。

この案件に元県議が関与していた容疑で、1月26日に逮捕されたわけでございますが、もう一つは、運転免許取得に関する事案でございます。運転免許取得費につきましては、就職先が内定し、就職の条件として運転免許が必要である場合には、生業扶助費として支

給することができます。

しかしながら、この事案は、就職先の業者が就職条件として運転免許が必要である旨の書類を作成し、提出されたものでありましたが、実際には就職の話はなく、書類が虚偽のものであり、保護費を不正に受給したものでございます。

生活保護の不正受給が大きく取り上げられますことは、県民、国民の生活保護全体の信頼を損なうということにつながりかねないことから、私どもといたしましても、誠に残念であり、遺憾であると考えているところでございます。今後、事件の全容の解明は、今後の捜査に期待するところでありますが、私どもといたしましても、この捜査の状況を注視しつつ、できる限り不正受給の再発防止に向けた取り組みもしっかりと対応してまいりたいと考えておるところであります。

次に、県としての対応について説明申し上げます。

今回の不正受給事案を受けての県の対応につきましては、まず、生活保護の不正受給に対しては、これまでも確認された場合は、まず、返還を求めますとともに、必要に応じて警察と連携しながら適切な対応に努めてきたところでございます。今回の事案に関しましても、東部保健福祉局におきまして、転居費用に関する不正受給に対しましては、敷金の3カ月分についての返還を求めた結果、すでに全額が返還されておるところでございます。運転免許取得費につきましても、不正受給が確認された後、支給額全額の返還を求めているところであります。

また、県下全ての福祉事務所に対しまして、1月16日付で不正受給防止徹底について文書で要請しますとともに、1月21日には総点検と厳正な対応を依頼したところであります。さらには、1月26日に元県議が逮捕されたことから、直ちに1月28日にケースワーカーを監督する立場にあります査察指導員を招集いたしまして、緊急会議を開催し、未然に防止できなかった点を踏まえまして、不正受給防止に向けた厳正な運用、そして、総点検の徹底を指示したところであります。現在、県下全福祉事務所におきまして、書類の再確認や再調査などに取り組んでいるところであります。県といたしましても、今後、査察指導員会議を活用しながら、不正受給防止に向けた必要な対策を講じるなど、最後のセーフティネットとして県民から信頼される制度となりますよう関係機関と協力し、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、生活保護制度の概要等についてであります。お手元に1枚ものの資料を用意させていただきました。資料と書いたものをごらんください。

生活保護の目的は、憲法第25条の規定に基づき、国が生活に現に困窮している国民に対して、その程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ることとでございます。保護の対象者といたしましては、土地、家屋や預貯金などの資産、また、稼働能力などのすべてを活用しても生活に困窮する人となります。

次に保護の内容でございます。支給される生活保護費には、世帯の状況に応じまして、衣、食など日常生活を維持するための生活扶助を初めといたしまして、賃貸住宅の家賃や今回の事件となりました転居の際の敷金を支払うための住宅扶助、生業に必要な資金や運転免許取得費のための生業扶助など8種類の扶助があります。

生活保護は、世帯を単位としておりまして、ここに具体例がありますが、その世帯の年齢や人数、住んでいる地域などによって基準額が異なってまいります。住んでいる地域につきましては、徳島市と鳴門市、小松島市、阿南市、そして、その他の3つの地域に分かれております。

保護の実施機関は、町村を管轄する県事務所に東部保健福祉局と西部、南部総合県民局の3カ所、これに8市福祉事務所と併せて、合計11カ所ございます。

次に、保護受給までの手続きでございます。

各福祉事務所におきましては、生活困窮者から事前相談を受け、保護の申請があれば、資産や収入の状況、また、扶養義務の可否などの調査を実施した上で、保護の要否判定を行います。保護の決定は、申請があった世帯について、図のように最低生活費を算出し、収入との対比で収入が少なければ保護が適用され、支給される保護費は、その差額分ということになります。

保護開始後は、福祉事務所のケースワーカーが、長期入院、入所者などは年2回、また、就労指導を要する場合には毎月1回など、世帯の状況に応じて訪問を行い、現在の生活状況の確認や就労指導などを実施いたしているところでございます。

最後に、生活保護の現在の動向について説明申し上げます。

生活保護受給者数につきましては、高齢化や最近の景気動向の影響などを受けまして、平成24年10月現在において、全国で約214万人と過去最高を更新し続けております。本県におきましても、平成10年度の8,844人を底に増加に転じておりまして、平成24年11月現在では15,051人、世帯数で申しますと10,981世帯となっております。

また、世帯の類型につきましては、高齢化の進展により、高齢者世帯が世帯全体の約44.3%を占める一方、働くことのできる者が世帯員に含まれるその他世帯が、1,469世帯と世帯全体の約13.4%を占め、これを5年前と比較いたしますと約2倍となっております。

また、生活保護費について申し上げますと、平成23年度時点でございますが、県内全体では約237億円となっております。

報告は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

大西委員長

理事者の報告、説明は、ただいまのとおりでございます。

それでは、委員各位からの質疑をどうぞ。

藤田元治委員

ただいま、説明していただいた最後のセーフティネットに対して、不正な受給が行われていたということで非常に残念なんです。今の説明で1万6,000人の受給者がおられて、費用が237億円の大きな事業であるんですが、ここで不正受給について、年間どれくらい発生しているのか。件数でありますとか、金額とか、その不正の内容というのをどういうものがあるのかお尋ねいたします。

大西地域福祉課長

今、藤田委員から、生活保護における不正受給の件数、金額、その内容の内訳について御質問いただきました。

県内における不正受給の件数は増加傾向にございまして、平成21年度が225件、22年度が305件、23年度が404件という状況にございまして、金額にいたしますと、平成23年度で申しますと約1億3,800万円にございます。

それで、この不正受給がどういった内容であるかということでございますが、一番多いのが年金などで、例えば、繰り上げ受給しているのに福祉事務所に申告がなかったという場合とか、一時間問題となりました消えた年金問題とかで、遡及して適用されている部分の申告がなかったとか、あとは、障害年金を受給しているのに、それが福祉事務所に収入申告してなくて不正受給になったというのが、平成23年度で約45%にございます。

それから、その次に多いのが、就労収入も当然に申告義務がございまして、例えば、一時金的なボーナスなどが無申告であったりというようなケースで、過少申告であるとか、申告ができてないといったケースが、平成23年度では約38%ということで、この2つで件数の約83%を占めているという状況にございます。

その他には、交通事故とか、公共事業の保証金なんかが入っても、それが無申告といったことがございます。今の御質問については、以上でございます。よろしく申し上げます。

藤田元治委員

内容については大体わかったんですけども、特に今回の事件では、虚偽の書類を提出されていたということをおっしゃっていただけますけど、申告漏れとかは、それがよいというわけではないんですけども、あまり悪質でないと思うんですけど、この虚偽の書類での申請というのは、非常に悪質だと思うんです。こういうふうな悪質なというか、虚偽の書類を申請時に提出するということは、今までに事例はあったんですか。

大西地域福祉課長

生活保護を受給している方でも、今回のように転居に関する分については、福祉事務所に申請の申し出がございまして、その場合に、福祉事務所においては、必ず必要な証拠書類の提出を求めて、その中身で判断し、やむを得ないと、適当であると認めた場合に支給をするということになります。今、御質問の虚偽の書類ということでございまして、今回につきましても、出してきたものについて、その金額とか妥当性も判断した上で、書類上ではおかしいところはないということで処理しています。過去についても、こういった虚偽の書類ということで、不正受給となったということは把握、確認はしておりませんし、なかったものと考えております。

藤田元治委員

不正受給に対する防止策。特に今回のような悪質な場合、虚偽の申請に対する防止策がありますが、このような事案が発生した場合に、どういうふうな対応をしてきたんですか。

うか。

大西地域福祉課長

不正受給に対して、福祉事務所における防止策、それから発生した場合にどういうふうに対応していくかということでございます。

不正受給については、未然に防止するために、まず、保護開始時が特に大事だというふうに認識しておりまして、生活保護のしおりというものがありますので、収入があれば必ず届出するという義務の周知徹底をしているということがございます。

それで、さらには保護開始した後も、定期的にケースワーカーの職員が家庭訪問いたしまして、生活状況を把握するとともに、働いている方については、稼働就労収入の申告書、また、それ以外でも一時的に収入があれば、申告書を出すように徹底して、繰り返して説明しているところです。それで、その申告内容が正しいかどうかにつきましては、次年度になるんですけれども、市町村の協力を得まして、その収入申告が課税台帳とつごうして、おかしな点はないかを確認し、それで一致していなければ、保護受給者に対して確認した上で、不正受給であれば、その返還を求めるということをこれまでもやっております。

さらに、この課税台帳のつごうとかで不正受給が発見された場合には、保護費の返還を求めておりますし、また、収入の状況によっては保護停止、あるいは廃止ということも検討し、非常に悪質なケースにつきましては、警察への被害届の提出も行っているところです。被害届につきましては、平成22年度に2件、平成23年度に1件、就労収入とか財産収入の無申告で届出を出している状況もございます。

あと、警察との連携というのも非常に大事と考えておりまして、今回の事案とはちょっと違いますけれども、暴力団員に該当するようなケースであれば、随時、県警に情報提供を依頼して対応するとか、年1回ですけれども、不正受給の防止対策の協議会も開催して、警察と福祉事務所の連携というのを密にとっておりますとともに、昨年4月からは、東部保健福祉局に警察OBの担当者を配置いたしまして、不正受給の防止に努めているという状況でございます。

藤田元治委員

悪質なものについての警察への届出ということで、何件かあるんですけれども、その中に虚偽の申請というのはあるんですか。

大西地域福祉課長

これまで被害届を出した件につきましては、収入があったにもかかわらず福祉事務所に無申告であったために不正受給になったというケースでございますので、そういった虚偽の書類ということではなく、本人の申告がきちっと福祉事務所になされなかったための不正受給ということでございます。

藤田元治委員

偽造されたというか、そういうふうな書類で警察に被害届を出したということはないんですね。忘れてたということを出しているんですね。

大西地域福祉課長

忘れていたというよりか、悪質なケースであると東部保健福祉局で判断しているケースをちょっと紹介いたしますと、受給者本人が最初から不正受給するということの認識をもって無申告であったということが確認できたため、この場合は悪質であると判断し、被害届も出したということで、その申告書の書類も実際とは違うものであったという状況であると思います。

藤田元治委員

そういうものを受けて、今回は悪質極まりないものと認識していいんですか。

大西地域福祉課長

今回の転居に際しての敷金の不正受給に関しまして、平成22年3月の時点では、敷金を支給するのに必要な書類が提出されて、その額とかについては、極端に高額であるとか、疑義のある点はなかったということで、福祉事務所としても支給したものであります。

ただその後、ケースワーカーが訪問して確認したところ、内容が違うということで、その後、警察の捜査もありまして、このような事件になったということで、結果的に見れば悪質な事案であるということで認識しております。

藤田元治委員

では、今回の事件なんですけれども、未然に防止することは非常に難しかったんですか。報道されている東部保健福祉局の対応には、問題はなかったんでしょうか。

大西地域福祉課長

今回の東部保健福祉局における対応につきましてですが、先ほども申し上げましたとおり、この転居に関する申請があった時点においては、必要な書類が提出されて、やむを得ないという判断のもと、福祉事務所から支給したと。その後、実際に転居して、生活しているかということを確認にも行ってあります。そこで、本人と話す中で、実際の家賃が違うということが判明した。さらに、福祉事務所においては、その後、本人に不正受給であるということで費用返還も求め、実際にすべて、10万8,000円の支給額だったんですけれども、それが返還もされているという一連のことから、東部保健福祉局における対応については、適切であったということで考えております。

藤田元治委員

対応については適切であったということなんですけど、不正受給防止に向けた対応策を講

じる必要があると思うんですけれども、非常に対応が難しいというか、故意的に偽造の書類をつくってこられて、それを見抜けというのはなかなか難しいと思うんですけれども、この不正の部分に対しては、厳正に対応していかなければならないと思います。その防止策とか対応策をどういうふうに講じるつもりであるのかお伺いします。

吉田福祉こども局長

ただいま委員から、今回の事案を受けて、虚偽の書類を作成すれば、それを見抜くのは非常に難しいという御指摘をいただきました。確かに、極端な言い方をすれば、関係者が結託して虚偽の書類をつくって提出し、口裏を合わせて福祉事務所に対応するということになりますと、それをその場で見抜くというのは非常に難しいと思います。

今回の事件を受けまして、私どもとしましては、警察当局の全容解明を見ていきたいということは当然あるんですが、それを待たずに、同様の不正受給が発生することがないように、例えば、申請時にどのような確認等の対応ができるのか。また、申請後において、支給後において、こういった確認ができるのか。そういったことにつきまして、県下の福祉事務所の御意見もいただきながら、早急に不正受給防止策の強化というものについて、できるものから取り組んでまいりたいと考えております。

福祉事務所の方に御意見いただきますと、生活保護受給者の家主、それから不動産事業者に対しまして、必要な書類の注意勧告、注意喚起をするといったような手段とか、いろいろな御意見をいただいております。

ただ、虚偽の書類について、その場で見抜くというのは委員御指摘のとおり、かなり難しいと思います。事後になるかもわかりませんが、疑義等があれば、先ほど申しました悪質な事例として、警察等と相談しながら対応していきたいと思っております。いずれにしましても、不正受給の強化策につきましては、早急に県としても取りまとめたいと考えております。

藤田元治委員

非常に難しい部分があると思います。今、おっしゃられたとおり、受給前、受給後のそれぞれに応じて対応していかなければならないと思いますが、厳正な事務執行と改善策をしっかりと構築していただきたいことを要望して終わります。

西沢委員

年金、収入の無申告は問題です。それは、年金を担当する部署で見比べれば、すぐにわかると思うんですけれども。そういう他局との連携というのはやっておるんでしょうか。

大西地域福祉課長

年金の受給状況についての他部局との連携ということですが、これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、市町村の税務担当課にある課税台帳で申告状況と年金の実際の受給状況をとつごうして確認するというところで、市町村の税務担当とかとの連携を全

事務所においてやっているところでございます。

西沢委員

それだったら、最初からこの約5割はぱたっと消えるんじゃないですか。年金をもらっているかどうかは調べればすぐわかりますので。これは不正するといっても、できないんじゃないんですか。

大西地域福祉課長

年金のことにつきましては、既にもらってる方の受給額というのは、その時点でわかるんですけれども、例えば、先ほども触れさせていただいたんですけれども、65歳でないともらえない人が繰り上げで年金を受給するという場合なんかでは、本人の申告がなかった場合、実際にもらった翌年の6月の課税状況でないと判明しないことから、そこで課税台帳ととつごうした場合に、実際に昨年もらっていた額が違うというふうなことがわかるとか、それから遡及受給というのもございまして、この場合も本人の申告がなければ福祉事務所のほうでは確認ができずに、やっぱり同じように翌年度の6月以降の課税台帳でとつごうして初めてわかるということで、その間は申告漏れで余分に受給していたということで、不正受給という扱いにしております。

西沢委員

生活保護は市と県ですね。町村は関係ございませんね。そういうことであれば、例えば、市だったら市の中で横の連携がうまいこといけば、こういうのは即座にわかると。県と町村だからタイムラグがあったりしてわかりにくいと。これは、ちゃんとタイムラグがないような仕組みをつくれればいけるんじゃないですか。例えば県のほうから、そういう状態になった人がいれば市町村に問い合わせるとか、また、市町村とかもそういう変更があったらすぐ連絡するとか。そういう仕組みづくりの問題じゃないかと思えます。ですから、今後、それを見つけたら即座にわかる仕組みをつくってほしいなど。そしたら、すぐこの約5割はなくなるんじゃないかなと思えます。これから検討してほしいなどと思えます。

それから、稼働収入の無申告ですね。大体、民生委員の方がその地域の状況を把握している。それで、民生委員の方が中心となって生活保護の方を面倒見てますよね。ということは、民生委員の方は誰がどこに働きに行っているかということは、そこそこ気をつけて見ていますよね。だから、民生委員の方々から、そういうふうなことを教えていただいたら、また、民生委員の方々がもっとちゃんと見るような仕組みをつくっていただいたら、かなり減るんじゃないかなと思えます。だから、やり方次第じゃないかなと思えます。このあたりをもう一度検討してほしいなどと思えます。

それから、さっき気になったのが、不正をはたらいたら費用を弁済、返還してもらおうと。返済するお金はあるんですか。それともう一つは、保護の廃止を検討ということで、保護が廃止されたら生活保護で生きてる人は、生活していけるんでしょうか。当然、悪いことをしたのはわかっていますけれども、もらえなくなったらその人たちのフォローはどうする

んでしょうか。

大西地域福祉課長

今、御質問いただきました不正受給で返還を求めた場合の返還方法なんですけれども、例えば、保護受給中の方でありましたら、当然、その額にもよりますけれども、一遍に返してもらおうというのはなかなか難しいです。最低生活を営むための保護費しか支給されておきませんので。ただそうは言え、不正に受給していたという事実でございますので、生活を切りつめると申しますか、さらに節約をする中で少しずつでも返還していただくという方法もあるし、また、例えば、扶養義務者とか親類からの援助によって、その分を支払いに充てるとか。福祉事務所において、本人と十分に相談といいますか、そのへんの話をしてどういった方法で返せるかというのは、その世帯の状況に応じまして対応しているところでございます。それから、保護の停止、廃止を検討するというところでございます。こういう場合には、当然、今委員から御指摘がございましたように、保護廃止すればたちまち生活に困窮してにっちもさっちもいかないといったケースもございます。そういったその後のことも、福祉事務所でその世帯の状況を見て判断する。多額な収入を不正に受給した場合であれば、当然、そのまま廃止ということも検討するわけなんですけれども、停止という意味は最大で6ヶ月、その状況を見ていくということでもあります。そこで、どうしてもやむを得ない場合には、保護の再開ということもございます。そういったいろんなケースをその受給者本人と相談しながら、適切な対応を行っている状況でございます。

西沢委員

悪質なほど廃止せないかんのもわかりますけれども、その人が生きていけないような状況になったら困ります。今の話を聞いて、現場、現場で、そのときそのときで変わると思いますが、ただ単に切ったらええというんじゃないですからね。悪いことをしたらはっきりさせて、それは金銭だけの問題なのか、金銭だけで済ますのかということもありますけどもね。そこらあたりの十分なフォローのことも考えて検討することが必要だと思います。

それから今回の事件ですが、敷金とか不正受給とかいろいろありますけれども、経過をもうちょっと教えてください。新聞報道だけでしかわからないので。

大西地域福祉課長

今回、元県議が逮捕された容疑の1つが、転居先での敷金の支給についてのものでございます。これは平成22年3月の時点でございますが、保護受給者が北島町から藍住町のほうへ引っ越しをする必要ができたことから、転居は福祉事務所としてもやむを得ない事情があり転居は認めるということで、それには当然、転居先の敷金等が必要になります。

それについての必要書類の提出を求めたんですけれども、その時に不動産業者のほうから出てきた書類が虚偽のものであって、申請があった板野郡内でありまして生活保護上は3万6,000円というのが1ヶ月の家賃の上限額なんですけれども、実際に確認したところ、そ

の転居先の家賃は3万9,000円だったということで、本来、敷金については支給ができないものを不正に受給したというものでございます。

先ほども触れさせていただいたんですけれども、4月になって担当のケースワーカーが家庭を訪問して、その本人に転居先の住居の確認などの話をしている内に、実際の家賃と申告した家賃の額が違ふと。具体的に言えば3,000円違ふたということで、その後、本人も警察とかにも相談されていたようで、福祉事務所としても不正が確認されたということで、費用返還を求め、本人もそれを承諾して、それは分割になっておりましたけれども、昨年12月でその返済も完済したというところでございます。

福祉事務所といたしましては、今回のケースは虚偽の書類を作成して不正に受給したということで、警察とも相談しながら、協議して被害届についても昨年12月に提出したというものでございます。

西沢委員

やっぱりちょっとわかりにくいんですけれども、現実の家賃よりも3,000円高いところに入ったんですね。それが3万9,000円だと。余分な金額なので本当は入れない。これは、個人が生活保護の中から3,000円バックすれば、ちゃんと請求すれば入れるんですか。それとも生活保護というのは、ぎりぎりやってるんで、3,000円といえども、ちょっといいところは入れないということですか。

大西地域福祉課長

説明が十分でなくて申し訳ございません。生活保護で徳島県板野郡の場合は、2人以上の世帯は3万6,000円以内の家賃が住宅扶助費として支給できる上限額なんです。ただ、どうしてもやむを得ない事情があった場合に、3万6,000円を超えて、3万8,000円、3万9,000円の家賃の住居には住めないということにはなりません。今、委員からお話しがございましたように、生活費のほうからその分を足して実際の家賃を払うというのは、少ないですけども可能になります。ただ、今回の転居する際の敷金については、もともと上限額3万6,000円の3ヶ月分までだと敷金として生活保護費から出せるということで、その家賃の上限額が3万6,000円を超える場合には支給できない。一定の家賃のところに転居する際、いろいろな状況はあると思うんですけれども、目安というか、上限額は3万6,000円と決めている以上は、それ以上の家賃のところへ住む場合、転居についてはそう簡単には認められないということで、この敷金を出す場合には、3万6,000円の上限額の3ヶ月分を限度として支給できるという生活保護の制度の運用です。

大西委員長

小休いたします。（11時22分）

大西委員長

再開いたします。（11時23分）

西沢委員

わかりました。制度がおかしいという結論だと思います。家賃は出て、敷金が出ない。それは、同じ生活保護を切りつめて出すんだったらいいとか、人から借りてとか、何らかの形から敷金もフォローすればいいとか、形はあるのかなと思うけど、完全アウトだという話ですよ。国のことは、よくわかりません。それは置いておきます。それ以上はわかりません。

それから、運転免許証取得費も不正受給したということですが、こちらも内容、経緯を教えてください。

大西地域福祉課長

運転免許取得費につきましては、免許を取得することで就職ができ、その生活保護の自立につながるということで、生業扶助費として認められているものでございますが、今回の事案といたしましては、平成22年12月ですけれども、保護受給者が引っ越し業のほうに就職が内定して、その条件として運転免許の取得が必要ということで、福祉事務所に申請がありました。

福祉事務所では、同じようにこの場合も必要書類として、会社から内定して運転免許が就職の条件ですということの書類提出を求めるわけですが、その書類は会社の代表者印が押印された書類で提出されたということで、約31万円の免許取得費の保護費が支給されております。その翌年の平成23年2月になりまして、現状を確認いたしますと、まだ、就職先である引っ越し業者での仕事はしていなかった状況です。

それで、その後、福祉事務所としては、就職する、しないの話も飛びかう中で状況を見ていたところ、平成23年9月になりまして、受給者とも連絡が取れなくなり、一たん保護停止しています。それで、その2ヶ月後の11月に、受給者が転出されたということで、保護を廃止いたしました。それで、平成24年12月になりまして、今回の運転免許取得に関しては、実際の就職の話はなかったということで不正が確認されたために、東部保健福祉局において被害届を提出し、また、約31万円の費用につきましても、その時の受給者に対して保護費の返還を求めているという状況でございます。

西沢委員

運転免許の件ですが、当然、就職先が決まって、そこで車が要るんだと。運転せないかんのだという中で、免許を取るということですよ。都会の方はいいですよ。都会の方は、車がなくても生活できますもんね。交通手段がいいですから。田舎の方で、車がなかったら生活できないとかありますよね。就職だけじゃないですよ。

だから、運転免許を取ってもいいよという制度そのものですが、もうちょっと田舎と都会の差も考えてやってもらわんといかんでないかなと。これは、ここで言うても仕方ないですが、国に対しても、田舎は田舎の事情があるんだと、こういうこともちゃんと国のほうに報告して、変えていただきたいなど。変えてもらいたいなどということをお願いしたいと思います。今の時代は昔と違って、運転免許を取ることが当たり前の時代です。特殊な

事例じゃないですからね。当たり前前の生活ができない。最低生活も運転免許がないとできないこともあります。そんなことも考えてほしいなというふうに思います。

それから、先ほど査察指導員会議という話が出ましたが、これはどういう会議なんですか。

大西地域福祉課長

この査察指導員会議でございますが、全福祉事務所には査察指導員という職員が配置されております。これは、ケースワーカー7人に対し1人が標準で配置されておりますが、県で言いますと県の職員、市で言いますと市の職員になりますが、担当のケースワーカーに困難な事例などの指導、援助をしたり、担当全体の業務進行管理を行うための職員として、査察指導員という職員が配置されている状況です。

西沢委員

私が知っているのは、生活保護の関係は、民生委員の方がかなり頑張っていて応援していると思うんですけども、民生委員との兼ね合いというのはどうなんですか。

大西地域福祉課長

民生委員は、民生委員法で行政機関への協力というのがございますし、生活保護法でも第22条で「民生委員は、福祉事務所の事務の執行について協力すること」という規定がございます。それで当然、福祉事務所においては、地域の実状を掌握しております民生委員と連携をとり、役場とかとも連携しながら、生活保護受給者に対する相談、あるいは、いろんな状況の共有、情報の共有といいますか、情報提供を求めたりという連携を常にとっている状況でございます。

西沢委員

よくわからんのですよ。あっちの法律があり、こっちの法律があり、それが連携するといっても、誰が主になってやるのかということが1つの大きな問題だと思うんです。要するに、一番の責任は誰にあるのか。民生委員というのは、大体ボランティアに近いですよ。ケースワーカーの方は完全な県とか市の職員ですよ。現実に不正受給があった。この生活保護者の方を一生懸命に責任を持って見ないかんのは、一番の責任者はどなたなんですか。県の職員なんですか、市の職員なんですか。それとも、民生委員なんですか。

大西地域福祉課長

生活保護のいろんな決定に当たりましては、実施機関である福祉事務所の長に決定権があるということでございます。それに対して、民生委員は福祉事務所が事務を執行するに当たって、いろんなことで協力をさせていただく立場ということで認識しております。

西沢委員

ケースワーカー7人に対して1人の査察指導員ですね。7人の持ち分を大体把握しておるのかどうかですが、それが問題になってくると思うんですけれども。本当に民生委員の方というのは、その地域全体を見てますよね。7人が見てるんじゃないですよ。だから、一番状況を拾えるのは民生委員の方じゃないんですかね。民生委員の方は、その地域でいろんなことで困ってる人がいるぞとか、生活保護をもらわないかんぞとか、そういうことがわかるんであって、県のケースワーカーは、自分の担当の方だけを見よるわけでしょ。そうじゃないんですか。そこのギャップがあるんじゃないんですか。

だから、一番よく知ってる民生委員の方に、ボランティアなんで、その立場が問題なんですけれども、でも一番知っている方がちゃんと責任を持って対処に当たるということが、一番理にかなったと私は思うんですけれども。ボランティアという立場を除けばですよ。できるという立場においてですから、そういう方向をもうちょっと模索するとか、国のほうにもそういうことの提言ですね。ちゃんと見れる体制づくり、どういう方が困っておるかということをやちゃんととらえて、相談に乗って、どうやったらいいのかと。不正もしないで、この制度の中ではこんだけできるんですよと説明したり、そういうことはやっぱり民生委員の方でないとできんのでないのかなと思います。県の職員、市の職員が、地域の全員を把握できておるのか。それは、無理だと思います。地元には張りついていないですから。そこらあたりが問題なんじゃないんですか。

大西地域福祉課長

民生委員の皆様方は今、県内で2,006名おいでになりますが、福祉事務所のこと、福祉行政の全般について協力をいただいております。これまでも、民生委員の研修会等の機会を捉えまして、私どもから行政への協力をお願いもしてきたところでございます。平成25年度には、民生委員の一斉改選も行われます。新たに民生委員になられる方もおられますし、その新任の民生委員に対する研修会という機会もございます。そういったいろんな機会を捉えまして、民生委員の方々に今後の行政との協力、連携について、あらためてお願いしていきたいと思っております。

西沢委員

民生委員の方は、今度、改選があると言いましたけれども、何年で改選なんですか。

それと、例えば、数年間の任期があって、その後を引き継いで、その地域のことを全部引き継げるには時間がかかると思うんですよ。多くいますから。だから、重なる期間があるのかどうか。例えば、3月31日で変わると。でも3月31日でぱっと変わってもなかなか地域のことを全部わかってしろというても無理な話なんで、今までの人がフォローできないかんですよ。そういうことになってるんですか。

大西地域福祉課長

民生委員の一斉改選は、今度、平成25年12月1日時点で変わります。ですから、前の方は11月30日で終了と。3年に1回の改選を行います。その引き継ぎといいますか、新し

い人への円滑な業務、活動への移行につきましては、それぞれ民生委員の地区で地区民協といたしまして、小さな地域での単位民協というのがございます。その中で、これまで経験している民生委員がおりますので、そういった中で民生委員の活動について、新任の方に対していろいろなアドバイスを行うなり、スムーズにその地域での活動ができるように取り組みを進めていただいているところでございます。

西沢委員

ぱっと変わるんじゃないくて、しばらくは2人でやって、その中で本当の地域の一人一人の状況ををわかってもらう、理解してもらおうと。そういうことも必要なんじゃないかなと、そういう移行期間みたいなものが必要なんじゃないのかなという気がします。もしなかったら、そんなことも含めて検討してほしいと思います。

それで今回一番に思うのは、国の法律が非常に何かよくわからないところがいっぱいあるんですね。例えば、生活保護と最低賃金の問題が今言われてますけれども、生活保護はいろんな扶助があります。住宅扶助だけでなく、教育扶助、医療扶助、生活扶助ですね。それから介護、出産、葬祭、運転など、いろんな扶助とか補助がありますよね。最低賃金はありませんよね。最低賃金とよく似ているのは、社会が変化してきて、賃金が下がってきたというのが当然あるんですけれども、社会が変化してきているのに生活保護は、多少は変わってきましたけど、余り大きな変化はない。基本的な変化はない。そのギャップが問題になってきていると思うんですね。これは国の問題なんで、国に対して県も、この際、こういうことをちゃんと国に直してほしいということは要望してほしいし、提言してほしいなというふうに思います。

吉田福祉こども局長

ただいま福祉事務所の体制だけじゃなくて、民生委員との連携というお話もいただきました。また、この生活保護制度の複雑さ、そして、年金、最低賃金とのバランスといたしますか、そういうものに対する疑問といったものもおっしゃっていただいたと思います。

国では今回、生活保護扶助費の部分は引き下げる方向で当初予算が組まれているという状況でございます。今後におきましても、いろんな国のほうで検討する部分が出てくると思いますので、他制度とのバランスとかという部分も含めまして、複雑な制度がより適切に運営できますよう、また、他の制度も含めて、県民、国民の信頼を得られる納得のできる制度となるように、機会を捉えて国のほうにも話をしていきたい、しっかり対応していきたいと思います。

西沢委員

最後に結論だけ。今回、扶川元県議の事件がありましたけれども、当然、扶川元県議も行き過ぎたと、やり過ぎたと思います。でも、もともとの制度が、私にも不可思議なところがいっぱいありますんで、やっぱりそういうことが土台にあったんかなというふうに思います。どっちにしたって悪いことは悪いということで対処していかないかんとと思います

けれども、しないといかんこともしていかないかんというふうに思います。

重清委員

制度もいろいろといかんけれども、悪いことしたことは悪いでしょ。違法なことをして捕まっただからです。制度の改善は別として、わかりにくかったのが、扶川元議員が敷金の保証ですか、不正した偽造書類の保証人になっておったと。運転免許はどういうかわわりを持っとったのですか。

大西地域福祉課長

運転免許のほうにつきましては、まだ、警察のほうで捜査中ということで、私どもは詳細に把握しているわけではございませんけれども、保護受給者が引っ越し業者に就職するとのことで、その就職先が扶川元県議とも関係があったところということにはなるかと思えます。

重清委員

最初に説明してた書類の虚偽で、そこへ就職しないのにとということだったと思うんですけども。これは申請した人がしたんでしょ。扶川元県議はこっちの会社でしょ。この申請が問題になってるのではないですか。何が問題になって扶川元県議が逮捕されて、この申請のときにどういうふうに関係しとったんかどうかが、ちょっとわかりにくいので教えてほしいです。

大西地域福祉課長

運転免許費につきましては、実際の就職先の業者が虚偽の書類を提出したということで、その就職先の業者が不正をしたということでございます。それを受給者本人が知った上で受給したということで、本人に対する不正が確認できたため、県としては、東部保健福祉局がそのことに関して警察へ被害届を出している。

扶川元県議との関係につきましては、未だ警察で捜査を進められておりまして、私どもは、どういった部分で関係しているかというところまでは承知してないという状況でございます。

重清委員

では、扶川元県議のことで話してたと思うんですけども、今の説明やったら、この運転免許には関係がないということですか。実際にこの件については。

大西委員長

小休いたします。（11時42分）

大西委員長

再開いたします。（11時44分）

重清委員

もうちょっと教えてほしいんですけど。先ほど不正受給の最初の話で返還と言うていたんですけど、この制度は国の制度ですけど、100パーセント国ですか。

大西地域福祉課長

生活保護費の財源でございますけれども、原則、国が4分の3、町村にいる方に対する保護費については県が支出するんですけども、それが4分の1。市も同じで、それぞれの市が4分の1、国が4分の3で、県と市がそれぞれ4分の1ずつの負担割合になっております。

重清委員

そうしたら、市町村の分を県がしとるから、これは県が出すということで市町村は要らないと。市は市がするんやろ。

大西地域福祉課長

市で受給している方については、8市で4分の1を負担し、国が4分の3と。町村で住んでる方については、県が全体の4分の1を負担しているという状況でございます。

重清委員

そうしたら、先ほど返還してもらったということは、国へも返還するんですか。

それともう一つは、今までの返納ですけども、平成23年度に404件で1億3,800万円ですか。国が絡んだる予算で、これは年数を分けてやっていると言うんやけど、この予算の状況というのは、どういうふうな処理をしていくのですか。ちょっと教えてもらいたい。

大西地域福祉課長

一たん支給した扶助費を返還してもらった場合に、国に対しては、形の上ではやはり4分の3は国から出ておりますので返すという形になるのですが、実際には、毎年新たに生活保護費が国から来ますし、それは最終的に精算もするというので、その中で相殺といいますか、実際の金の流れは、この返還も含めた形で精算するというのですが、形式の上では国に4分の3分はお返しするという状況になるということです。

重清委員

平成23年度の1億3,800万円の内訳で、県の件数と金額、それと市の件数と金額をちょっと教えてください。不正はどっちが多かったのかと。

大西地域福祉課長

今、お話ございました昨年23年度の不正受給額の1億3,800万円でございますが、そのうち県の東部、南部、西部県民局分といたしましては、約2,500万円くらいになります。その残りが8市での不正受給額という状況で、平成23年度については、このような状況でございます。

失礼しました。件数で申し上げますと全体で404件ございますが、このうち県福祉事務所分といたしましては、98件ということでございます。

重清委員

市のほうが不正受給が多かって、返しておるということでございますけれども。

それと、今後の防止対策として今から取り組むということですが、運転免許費を今までもらっている人というのは、全体的に把握できているんですか。

大西地域福祉課長

平成23年度の実績で申し上げますと、県内全体で15件の運転免許取得費を支給しております。そのうち1件につきましては、本人がちょっと生活費に充てたということで、その返還を求めているという状況でございますが、残りの方については、実際に免許を取得して就職しているということで、適正な支給であったということの報告を受けております。

重清委員

その1件は、この1件ではないんですね。別のやつですね。

それから、今までの大方83パーセントは年金関係とかでの不正受給だと。今回、初めてこういうのが出てきたということで、大体これで運転免許はすぐ把握できた。敷金のほうの状況はどんなんですか。全体的に大体、何パーセントくらいの方が申請していないのか。

大西地域福祉課長

敷金の過去に支給した全体の数字といいますものは、申し訳ございませんが、現時点ではちょっと把握しておりません。

重清委員

では、今後の点検とか防止対策というのは、いつごろまでにどのようにやるんですか。2つの問題を片づけないかんし、まずは東部をやるんだったら東部をやると。そういうスケジュール的なものは、どのようになっているんですか。

大西地域福祉課長

先ほど答弁させていただいた中で1点訂正させていただきます。運転免許費で1件は、不正に受給したように申し上げたんですけども、これは紛失したものであるということで、特に不正受給事案ではないので、お断りさせていただきます。

それと、今回の総点検につきましてですけども、今、県内全福祉事務所のほうに総点

検をお願いしております。ただ、徳島市などは、約4,800ケースも抱えておりますし、東部においても約1,380ケースということで、期限といいますものは特に切っておりませんが、できるだけ早急に点検を終えて報告していただくよう依頼しております。また、その点検を行っている過程において、当然、契約書や領収書といったものが確実に徴収できているかといったあたりもチェックしますし、あと、疑義がある場合には、受給者に再調査するとか、そういったことは直ちに行っていただけるようにあわせて指示しているという状況でございます。

重清委員

今、言いました紛失というのは意味がわからんやけど。紛失して運転免許費というのは、どういう関係かわからなかったの、もう少し説明してもらえますか。

大西地域福祉課長

1件の紛失といいますのは、本人が明らかに悪質というか、悪気があってというのではなくて、免許取得費を支給した後に、それを実際に取得するつもりであったんですけども、そのお金を落としてしまったという状況でございます。

重清委員

最初の敷金のほうですが、総点検の件数がこんだけあるとか言ゆるんですけども、それらを総点検しますし、職員が再確認もしますと。今までの体制でやるのか。そこら辺はいろいろと出てきますよと言いながら、今のメンバーでできるわけないやろうし、どういふふうな体制で今やらしているのか、今後はどうやるのかはどのようになつとるんですか。

大西地域福祉課長

この点検の方法でございますけれども、1人のケースワーカーが担当しているケースといたしまして、町村を担当している県の福祉事務所でありまして、65世帯が標準ということでございます。実際はそれより多く70ケース前後を持っている方もおります。市につきましては、80ケースというのが標準でございますので、実際には多い人で100ケースくらい持っているということもございます。担当ケースワーカーが、それぞれ自分の担当しているケースを点検する。また、先ほど申し上げました査察指導員が、ケースワーカーの点検につきまして、適切な指導も行いながら対応していくということにしております。

重清委員

先ほども聞いたんやけど、これは年々ふえていってるんでしょ。とてもじゃないけど、ケースワーカーもいっぱいいっぱいになってきよると思うんですけど、今の事件の関係をもう一回点検しますと言うんやったら、その体制でいけるのかと。早急に点検して、膿を出して、二度と起こらんような防止対策をせないかんの、その点検がいつまでかかるかわからんと。こんな体制ではおかしいんと違いますか。

吉田福祉こども局長

総点検の体制、それから、時期という御質問だと思います。1月28日の査察指導員会議におきまして、私のほうから、いわゆる総点検と言っているものを実施していただくこととしたわけですが、基本的には今、報道等もされております転居に要するケース、それから運転免許というふうに報道されております。まずは、この転居が発生したケースについて、各ケースワーカーを中心に過去の記録なりをチェックしていただくということで、今の全受給者に対してチェックをお願いしたところでございます。もちろん、ケースワーカーの皆さんは、常に受給者の訪問調査とかも抱えております。その上に、御負担にはなるとは思うんですが、常々自分が関与している受給者のことでございますので、現体制でお願いしているということでございます。ただ、敷金なり運転免許の関係で申しますと、徳島市は件数が多いかもわかりませんが、そう時間はかからずにチェックはできるというふうに思っております。

重清委員

まず、県の対応をどうするかを聞いているんですよ。徳島市さんや鳴門市さんは、いろいろ独自にやるとは思います。今、県が担当している東部保健福祉局のほうで不正があったので、まず、東部はどのようにするのかと。この内容についてもケースワーカーがわかるような点検の仕方を指導したのかどうか。実際は300件あるうちで、東部は何件あるのか。そこら辺はどんなんですか。これは何日かかるのかという話ですよ。まず、1番先にせないかんのは東部ですよ。

大西地域福祉課長

東部保健福祉局での事件発生ということで、特に子どもからも早急に点検を終えるために全力で取り組んでほしい旨をお話ししております。今現時点で、保護を受給中の世帯について、先に点検しているわけですが、その中で敷金を支給したケースにつきましては、平成20年度から24年12月までの4年半くらいですが、合計で368件の敷金の支給がされておりますので、ここを特に領収書とか契約書とかに疑義がないか、それから、きちんと適切であったかを再確認するという意味で点検を実施しております。これにつきましても、できるだけ早期に終わりたいということで今、取り組みを進めていただいております。

重清委員

この敷金の問題は、不動産業者が絡んでおったんでしょ。三百何件でそういう書類ができておったんでしょ。それを見てわからんのでしょ。不動産業者が絡んでおる物件やから。そこら辺はどうやって進めていくのかなという話ですよ。書類だけ見て終わりなのか、それとも持ち主に聞いてするんか。さっき言われたように、税務署の関係でどれだけの申告があるのか。そこまでやるのか、やらんのかですよ。どんな点検の仕方をしようとするのか。368件がいつできるかわからんです。わからんやろうし、どういうやり方やるのか

が見えないのですけれど。どういうふうにやろうと思ってるんですか。

大西地域福祉課長

敷金の支給に関する再チェックということになりますけれども、実際には、過去に必要な書類ということで支給に関しての書類が添付はされておるのは当然で、それでないと支給はできませんのでということでもありますけれども、事後に転居先の本人に確認するときには、実際、家賃の場合でありますと払った領収書であるとか、契約書なんですからけれども、そのあたりがもう一度全部きちっと揃っているかというところから点検しております。

それで、そのことについて福祉事務所でもう一度確認しなければならないということになりますと、保護受給者のほうへ直接行って再度確認するといった作業、こういう方法で再点検を実施していただきたいとお願いしております。先ほど申しましたように、その時点で直ちに対応できるものは対応していくということをしながらか、最終的な総点検の結果については報告をいただきたいということで、できるだけ早くとお願いしているところであります。

重清委員

今、368件のうち、何件できてるんですか。これをまずやらん限り、次の防止対策というのはできないのと違いますか。

小谷保健福祉部長

ただいま、今回の元県議の逮捕を受けて、保護制度全体についての点検作業の今後の目途でございます。まず、敷金に関しましては368件ということで、全てを総点検している過程にあるわけですが、まず、限度額について目一杯あるところを中心に、しっかりと対応できるように、これも早急に取り組みを進めてまいりたいと考えております。

そうした上で、今後の点検策も含めて、年度末には一定の方向性をとにかく出せるように、各作業を督励して、お願いして、作業をスピードアップして取り組んでまいりたいと考えております。その実態調査に加えて今後の防止策も含めて、年度末までには一定の方向性が出るように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

その中で、今後どうしていくのかといったところは、国のほうで8月から支給基準の変更といったところもあり、新たな課題も出てまいりますので、現状における県民の方の生活保護制度に係る信頼が揺らいでいるという危機意識を持って、今後の作業をスピードアップしてまいりたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

重清委員

今の体制で368件をやるんですか。これをやろうと思ったら、本当にすぐできるのと違いますか。今の体制でやろうとしたら、普段の生活保護申請とか、いろんな相談も受けるでしょ。どういう体制でやるんですか。

小谷保健福祉部長

不正受給がほかになかったかという総点検については、現在の体制で取り組みたいと考えております。また、来年度以降の再発防止につきましても、現在も私どもはすでに問題意識を持っておりまして、先ほど来、御指摘いただいておりますが、例えば、年金制度であれば、そちらのシステム、関係機関との協力関係、具体的に年金に関わる専門家の方に委託するとかいったところで、我々の現行体制の中で、まず関係機関にお願いする予算措置を伴うものについては、この後の御審議をお願いしますが、平成25年度で再発防止に向けて、我々としてはいろいろな工夫を考えているところであります。また、ケースワーカー一個々の対応ではなく、組織全体として査察指導員の資質の向上といったところまで、組織を含めて、より公正、厳正な生活保護支給が円滑に進むように考えてまいりたいと、このように考えております。

重清委員

これは、元県議が捕まったということで、やはり県民からの信頼というか、本当に苦しくて生活保護を受けてる人たちもそういう目で見られると。早急にそういう見方をなくさないかんですよ。そのためには、この点検を早くせないかん。早くして、次からはもう起こらないというものを outsan かったら、今の状況でするずるいくのはいけません。1日も早くこの問題の総点検、さらには防止策を講じていただくよう強く要望しておわります。

大西委員長

午後も引き続き、生活保護関連の質疑を行いたいと思います。

午食のため、休憩いたします。（12時04分）

大西委員長

それでは、委員会を再開いたします。（13時14分）

午前中に引き続き、生活保護関連の質疑を行いたいと思います。

岡田委員

午前中に、部長より今後の方向性というのを言っていただきました。ケースワーカーさんの担当ケースという話が出てきたんですけれども、県内のケースワーカーさんは、市町村も含めて何人いて、それで、その人数というのは、徳島県の割り当て人数というのは、人口に応じてというか、対象者に応じて適正なのかどうかというところをお伺いしたいんですけれども。

大西地域福祉課長

県内のケースワーカーの配置数の御質問でございます。ケースワーカーの配置人数の標準数というのは、社会福祉法で定められておりまして、市の福祉事務所にあつては80世帯につき1人、郡部を担当する県事務所では65世帯につき1人というのが標準数になってお

ります。

それで、県内全体で現在の体制を説明させていただきますと、平成24年3月時点での比較になるんですけども、そのときが世帯数として1万841世帯でありまして、標準数にしますと136人になります。実際には131人の配置ということで、5人が不足しているという県内全体での状況です。福祉事務所ごとに見てみますと、徳島市だけが標準数を下回っているということで、標準数が58人に対して配置数が45人ということで、13人が不足しており、1人当たりにして105世帯の担当ケースを持っているという状況にあります。

ただ、徳島市におきましては、ケースワーカーとしては不足しているわけですが、就労支援員を2名配置し、また、臨時職員も配置、あるいはケースワーカーが他の事務所では担当する相談業務に面接相談員を4人配置するなど、ケースワーカーの不足分をそういった形で補っております。また、そういう職員数が不足している状況から、毎年、増員について努力されているという状況にはございます。

他の事務所につきましても、ケースワーカーの標準数は満たしておりますけれども、なお、就労支援員は全員配置しておりますし、組織を上げて適正な実施に向けて取り組んでいる状況でございます。

岡田委員

ありがとうございます。それと今回一番最初に話の中で、局長が想定していなかったような案件であって、現状の書類を受け取って許可していくという制度の中では、なかなか発覚、発見しにくかったというような話もあったんですけども、その中にあって、やはり生活保護の本来の目的というのは、生活が困窮した方への支給というのが目的なので、当然、事後の調査というのが重要になってくるのではないかと思いますし、また、今回のような悪質なものをいかに見つけていくのかということが防止策に繋がっていく対策になるのではないかと考えるんです。

その中にあって、まずは生活困窮者の人に許可を出すに当たって、書類の不備という部分で今まで以上に審査する時間が長くなって、生活費を支給するのが遅れるということが一番危惧される部分であるんです。全員が全員、悪事をはたらこうと思ってしているのではなくて、本当に生活に困っている人のための生活支給という部分の前提を忘れることなく、しかし、その中には想定外のこともあるという部分を含めた上で、ケースワーカーさんには、申請した後の調査というのを綿密に丁寧にしていただく必要があると思うんです。

午前中にも、まず今調べていってますという話であったんですけども、ケースワーカーの資質の向上、もう一つは、ケースワーカーさんを指導する立場の査察指導員の資質の向上について、実際、具体的にどのような研修とか、その回数とかというのは、どのようにされているんですか。

大西地域福祉課長

査察指導員とかケースワーカーの資質の向上面での取り組みについての御質問でござい

ます。まず、査察指導員の研修等につきましては、会議を開きまして、制度の適正な運用を図るということで、現場の声や意見を聞く、あるいは国の制度改正の周知とか、生活保護のいろんな事例の検討を行う研修といったことを目的として、毎年4回程度開催しております。

ケースワーカーにつきましても、ケース検討会議という形で、全員ではもちろんないんですけども、各福祉事務所から複数のケースワーカーに寄っていただきまして、具体的な事例をもとに研究して、意見交換し合って、資質の向上を図るという会議を設けておりまして、これにつきましても年に少なくとも2回以上しているという状況でございます。また、それぞれ個々の医療扶助の担当とか、そういった実際の業務に沿った形での研修というのも適宜開催して、資質の向上に努めているところでございます。

岡田委員

ぜひ、情報交換というのを綿密にさせていただいて、徳島県内にいろんな市町村がございますが、その中にあっても、それぞれの地域の特色というのがありますし、地域色というのもあると思います。

それで、いろんな発生した事例のケースワーカーさんの中での共有。当然、個人情報の部分があるので、どこまでどのように対応しているかというのは非常にデリケートな部分があるのもわかりますが、その中にあっても、ある程度、民生委員さんに出していける部分、または地域の方に啓蒙、啓発にしていける部分ていうのを選別していただきまして、情報として出していける部分は出してもらって、地域の皆さんからも情報が得やすいような環境づくりというのぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

そうでないと、抱え込んでしまわれてしまっちは全然見えませんし、当然、生活保護の方の個人情報になりますので、その方が受給されてるとかされてないということは、はっきり言って地元の方がわかる必要がないことであると思いますが、何をしているのかわからないというのでは、全く問題が違いうほうへ進んでいってしまいますので、住民とともに健全な地域共生ができるような取り組みというのをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それともう一点は、先ほど404件で1億3,800万円が今年度の返還金額になってるんですけども、累積ではこんだけではないですよ。単年度ですよ。それで、分割して不正受給があった分を戻してもらおうというお話しだったんですけども、実際、県が今抱えている金額というのはどれくらいあるんですか。

大西地域福祉課長

生活保護の返還金における未収金ということになるとは思いますけれども、平成23年度末で1億5,358万3,349円ということで、約1億5,000万円余りが未収金として残っているところでございます。

岡田委員

それは、それぞれ不正受給された方へ個々に請求して、分割返済という話もありましたが、随時、返還請求を出しているというか、返還してもらっている部分の金額になるんですか。

大西地域福祉課長

今、委員からお話がありましたとおりで、この未収金については、これから費用返還を不当受給者に対して求めて、受給廃止になっている者もおりますけれども、そういった対象者に対して返還を督促して返還してもらう額が今の額でございます。

岡田委員

相当な金額になります但不正の受給ですので、ぜひ、根気強く請求は続けていただきたいと思います。それで、不正ということが起こらないような1つのけじめというものをつけてもらうためにも、ぜひ、不正受給した部分は払わなければいけないんだという部分で、そちらのほうの取り組みも忘れずにしていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどの不動産のほうのいろいろな話があったんですけども、不動産にしても、いろんな不動産情報誌とか、その地域の家賃とか賃貸とか、いろいろな部分の平均金額とかがありますんで、先ほども言ったように、地域との連携といいますか、地域の情報がもらえるような仕組みづくりというのをぜひしていただいて、取り組んでいただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

吉田福祉こども局長

事後の調査になるかもわからないけれども、悪質なケースの防止策というような御発言をいただいて、地域の情報交換もやってほしいというお話だったかと思います。

私どもといたしましても、査察指導員会議のときにも、県下の福祉事務所の方といろいろ意見交換をさせていただいております。もちろん個人情報もございますので、そこらはなかなかストレートには意見交換が難しい部分もあるんですけども、そういう中で、先ほど言いました不動産情報とか、ホームページに載っている情報とか、いわゆる相場の世界とかいうのもあると思いますし、地域のほうで吸収できる情報があれば、そういうものも共有していきたいと思っております。また、査察指導員会議を積極的に活用して、県下でそういう情報交換、それから取り組みの情報交換もしたいと思っております。

不正受給の防止につきましては、許さないという覚悟を持って、県下全福祉事務所を挙げて、不正受給防止の強化策というのを早急に取りまとめていきたいと思っております。なお、査察指導員会議のときにも、県下の福祉事務所の方に私からも申し上げたんですが、委員が冒頭におっしゃっていただいたように、本当に受給が必要な方に対する支障が出てはいけないということで、私からも本当に必要な方への支給に当たっては、支障が出ないような配慮は十分をお願いしたところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。ぜひ、制度の適切な適用といいますか、本当にその部分は進めていただきまして、逆に言うと本当に生活に困窮している方にはスムーズに速やかに支給がなされるように、そしてまた、悪質なことに対しては断固として不正は正していくという姿勢を持って、この生活保護の制度が本当に県民にとって、国民にとって必要なですよという部分は、県が今後の取り組みとして示してくださることによって、生活保護を受けてる方にとっても、申請ができないという方も本当にいらっしゃるんで、申請ができないというのは、いろんな社会的なことを考えると生活困難であっても、私は頑張っって働きますという方もいらっしゃるので、そういう中であっても、生活保護制度という1つの制度でありますから、そういう大きな社会の状況も含めながら、いろんな対策と適切な対応をぜひお願いしたいと思います。

早い段階での防止対策というのを徹底していただけるように、そしてまた、速やかな生活保護の支給ができるような仕組みづくりというのともあわせて検討していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

川端副委員長

それでは、不正受給と呼んでいいのかどうかわかりませんが、世帯分離ということで、一家で暮らしておられて生活が苦しくなってきたと。世帯を分離して、そして、生活保護を受けるといった場合。それから離婚されたと。その離婚の背景に生活保護の受給というのがあったと。そういうふうなことはありませんか。

大西委員長

小休いたします。（13時28分）

大西委員長

再開いたします。（13時29分）

大西地域福祉課長

今、川端委員から御質問がありましたいわゆる偽装離婚という形とか、実際は世帯にいるのにいないとか、その逆もありますけれども、実態と福祉事務所に報告している状況とが違う形で生活保護を受給しているというのは、福祉事務所のほうで訪問活動の中で見つけて、不正な状況であるということは過去でございます。それにつきましては、当然、発覚した後には返還を求めているというような対応はとっております。

川端副委員長

国も本県も、生活保護の受給者の増加がとまらないという状況です。先ほどもこの制度の仕組みであるとか、現状について報告がありましたが、すごい勢いでふえていると。その背景は、経済問題というのが大きいことはよくわかるんですが、しかし、この制度を利用するというか、それが悪質な利用の場合もあれば、やむを得なくという場合もある。そ

してまた、その境界が引きにくいというような、いろんなケースがあるわけです。

現場で働いておられるケースワーカーの方、もしくは査察指導員の方たちは、そういうふうな非常にいろんな社会の課題を抱えた方と面と向かって仕事をされてるわけですから、おそらく、この仕事の現場の方は大変御苦勞されているんだろうなというふうに思います。そういうこともあって、やはりこれは行政を挙げて、そういう人たちの負担をとるような対策をぜひおとりいただきたいというふうに思います。

そこで、国の動きについて少し聞きたいと思いますが、国のほうでは生活保護制度について、何らかの見直しをするということも聞いておりますが、どのような状況でしょうか。

大西地域福祉課長

全国的に生活保護受給者の増加傾向が続くということを受けまして、国においては社会保障審議会のほうで、生活保護制度の見直しの議論を昨年度から重ねております。ことしの1月25日に出されました審議会での報告書でも、特に不正受給対策について少し御紹介させていただきますと、1つには地方自治体の調査権限の強化というのがございまして、これまでは福祉事務所で資産とか収入の状況については調査できるということでしたが、さらにそれに加えて、就労の状況とか保護費の実際の使用の状況なんかも調査権限に追加する。あるいは、過去に保護を受けていた者も調査対象にするといった内容の権限強化。

また、不正受給で悪質な場合の罰則規定がございましてけれども、それが今3年以下の懲役または30万円以下の罰金と法律で定められておりますが、この引き上げを検討しているとか、不正受給の返還金をさらに加算して上乗せして返還してもらうこと。

それから、住宅扶助費につきましても、目的外に使用されないように直接業者のほうへ福祉事務所が支払う代理納付という制度なんですけれども、現在もございまして、それを推進していこうといった不正受給対策の報告書が出ておまして、国において、これらを検討の上、これは法改正を伴うものもございまして、法改正を伴うものについては、それも含めた最終的な決定がなされ、制度の見直しが来年度から運用されるものと考えております。

川端副委員長

これは地方の調査権限が中心になっていると聞きましたが、県としては国の動きに対して、どのように対応されるおつもりですか。

大西地域福祉課長

県の対応についての御質問でございますが、今も申し上げましたとおり、生活保護法の改正を伴うものもございまして。そういった法改正に盛り込まれた制度の中身は、国の動向を注視しながら、国から今後示されてくる対策については、県として迅速に対応できるように、今から福祉事務所とも連携をとりながら体制を整えていきたいと考えております。

また、法改正を伴わないものも当然出てくると思います。それらも、国から制度運用に当たっての指示が出され次第、適正な実施に向けた取り組みが迅速に行えるように今から

体制を整えていく。また、その内容について、県としてまだこの部分が足りないんじゃないかという部分があれば、必要に応じて国へ提言していきたいということで、取り組みを進めていくことにしております。

川端副委員長

ベースに経済問題がありますから、やはり貧困の問題を解決するというのが根本的な処方箋ではないかと思うんです。そこで、貧困の連鎖ということがよく言われますが、若い方たちの生活力、就労ですが、こういうことを予防することによって、その後、生活保護受給者にならないように、いわゆる生活保護の連鎖、貧困の連鎖をどういうふうにしてなくしていく、少なくしていく施策を考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

吉田福祉こども局長

今、川端副委員長から、生活保護が増加がとまらないということで、経済問題もあるのではないか。また、生活保護受給者の子どもが大人になって、また、生活保護になるいわゆる貧困の連鎖の問題もあるのではないかということで、県としての対応はどうかといった御質問であったかと思えます。

実は昨年10月に、生活保護受給者の就労の支援、つまり働ける方、その他世帯がふえておりますので、そういう方々に対する就労支援を積極的に行い、できるだけ生活保護から抜け出してもらいたい。

また、生活保護家庭の子どもたちが、いわゆる貧困の連鎖といったような形で、学力なり進学なり、そういう部分で支障が出ないようにどうするかということで、実は県の部局横断組織ということで企画員室制度がございますが、その中で、若者生活支援企画員室を立ち上げさせていただきました。10月11日に立ち上げたんでございますが、この中で、私ども保健福祉部、そして商工労働部、さらには教育委員会、庁内で言えばこの3部局が企画員を構成しまして、今、申しあげました就労支援の対策、そして学力支援、就学支援の問題について、検討しているところでございます。

この企画員室には、サポートメンバーということで、県の職員ではないんですが、労働局の職員の方、それからハローワークの方、そして徳島市の福祉事務所の方といった形で関係機関の方にもサポートに入っていて、今、議論しているところでございます。

私どもといたしましても、この企画員室の中で議論を詰めていきまして、次年度以降、実施できるものから取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

川端副委員長

今後の取り組みに期待したいと思います。この制度の概要という1枚ものの資料で「5生活受給に至る手続」の真ん中「保護の申請」の一番下に「就労の可能性の調査」というのがあります。就労できる方は、できるだけ就労して生活保護世帯にならなくてもいいようにしなければならないと思うんです。この就労の可能性の調査は、どのようにして行っておりますか。

大西地域福祉課長

この就労の可能性の調査につきましては、本人が例えば、病気とか体の具合が悪くて仕事ができないといった申し出があった場合に、医療機関のほうに受診してもらって、それで主治医の稼働能力の判断の意見もいただく中で、それを参考に本人とも相談して、軽作業の就労であればできるんでないかとか、そういった就労の道を申請者本人に指導できるための調査というのが具体的には考えられると思います。

川端副委員長

よくわかりました。この可能性というのは、いわゆる肉体的に、精神的に可能性がどうかという程度のものなんですね。先ほど企画員室で、これから就労についての取り組みをしっかりとやっていくとのことなんですが、この就労の可能性の調査の中に、その方が過去にどういうふうな仕事をしたことがあるかとか、例えば、どんな資格を持っているとか、そういうふうなもっと踏み込んだ調査もして、その方に合うような仕事を積極的に指導してあげるといいですか、そんなこともこれから必要なんではないかと。

そうしないと、どんどんふえ続けておる生活保護の受給が、なかなかとまらないというふうには私は思います。本当に生活に困られている方の最後のとりでといいですか、最後のセーフティネットの非常に重要なものですが、まずは、自立できる人はしっかり自立してもらおうということに、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思いますというふうに思っておりますが、県民に信頼される制度にするにはどうしたらいいのかという観点から、御所見をいただきたいと思います。

吉田福祉こども局長

生活保護制度を県民が信頼できる制度にするためにどうすればいいかというふうな大きな質問をいただいたかと思います。今回、報道されているような事案につきましては、県民の信頼を損なうような事態になったと私どもは危機感を持っております。それで、県下の福祉事務所が一体となって、不正受給の防止のための強化策やいろんな対策を考えていきたいと思っております。

また、生活保護の増加傾向がとまらないという状況の中で、先ほど申しました企画員室等でしっかりと議論して、少しでも就労に結びつくような支援ができるように取り組んでまいりたいと思っております。その上で必要な方には、生活保護制度がしっかりと届くように県下の福祉事務所と一致協力して、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

大西委員長

生活保護の質問ばかりで、他の部局の方は、大変持ちぶさたで申し訳ないんですが、やはり今回の事件を受けて、私もこれまでの議論の補足、プラス何点かを質問させていただきたいと思います。

まず、今まで聞いてまして、東部保健福祉局の対応が適切だったのかという質問が、1

人か2人ぐらいから投げかけられました。なかなか今回の事案等について、最初から摘発するというのは難しいという状況であるというお答えであったと思います。ただ、私も新聞記事をはっきりと覚えていませんが、新聞報道によると、今回の事案と同じようなこと、あるいは今回の事案の一番発端なのかわかりませんが、平成19年とか平成20年とか、あるいは平成21年とかだったと思いますけれども、過去二、三年前から、そういう状況があったのではないかというような報道もあったと思います。

それで、うちの会派の長尾議員も会長・幹事長会の際に、そういう質問というか発言をされているようですけれども、県議会議員だから生活保護に対して、弱い者を助けるんだから、議員が一牛懸命に言っていくのは当たり前であるということがあったとは思いません。ただ、そういうふうに皆さん方が、担当者の方がいいように全部捉えていただいて、摘発しなかったのかなという感じがします。もしこれが、県議会議員でなかったりすると、どうだったのかなという事。これは、もしとかということにはならないんでしようけれども、そういうことも考えると、今回の東部保健福祉局の対応というのが、本当に適切な対応だったのか。

事件として逮捕者が出るまでに、こういうのがあったという結果から見て、遡って考えて、こういう事案が多々あったとしたら、それを摘発しなかった。あるいは、内部通報制度とかで、こういう事例があって大変困っておりますとかいうようなことをそういう担当の部署に言う必要があったのかなという気もするんです。そこら辺のいわゆる事案をすべて掌握して、警察に被害届を出すというところに対する対応は適切だったのかもしれないけれども、そこに至らないようにするための対応措置が、その前段階であったのではないのかということを感じるんです。

東部保健福祉局の対応が適切だったかどうかということについて、私が言った観点を踏まえて、もう一回、簡単でも結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

大西地域福祉課長

委員長から、東部保健福祉局の対応について適切であったのかどうかの御質問でございます。生活保護の申請者、受給者、相談者も含めまして福祉事務所に来るとなると、それに同行して来所する方は議員に限らずよくあることで、そのことをもって問題にすることはまずないということがあります。

それと、今回の事案を受けまして、私自身が東部保健福祉局へまいりまして、担当のケースワーカー、それから査察指導員と過去の対応状況についての話を聞く機会を設けて、実際に聞いてまいりました。その中で、東部保健福祉局では、相談者に同行して元議員が来所することはよく見られたわけですが、十分に相談に乗ってほしいといった趣旨の内容が多く、威圧的な言動とか、高圧的な要請といったものはなかったというふうに職員からは聞いております。

また、東部保健福祉局の全体的な対応といたしましては、査察指導員と担当、あるいはベテランのケースワーカーと担当といった形で、必ず複数で対応しておりまして、それで、もし同行しての方がおいでたら、本人に聞きにくいとか、言いにくいこともございますの

で、その場で退席を求めたり、あるいはあらためて後日、その家庭を訪問して、実際に本人から詳しく聞くといった対応をしておりますので、これまでの東部保健福祉局において、いろいろな申請者への対応、同行してきた方への対応については、適切に行われてたということも実際に聞いてまいりました。

大西委員長

このことについて、過去に遡ってどうだったかという議論にすると、なかなか難しいので、今のお答えで結構です。報道によると、県の担当者はちょっとおかしいんじゃないですかというような状況だったと。例えば、引っ越し費用について、それが同じ敷地の中にあって、その事務所の方が不動産屋の社長になってるとするのはだめですよというようなことを指摘したとかというような記事が載ってましたけどもね。それから、その他のことについても、そういう事はだめですよ、よくないですよというような指摘をしたと。

今の大西課長さんの話としては、威圧的に県議会議員が、もう許さんとか何とか言って、大きな声を出して、なんとかできないことをやれというようなことを言ったことはないとの趣旨の御答弁だったと思います。私が言ったのはそういうことじゃなくて、これは不適切じゃないですかと指摘したというふうに報道上はされてるんですね。そういうのが1年か2年前からあったと。その時点で調査する必要があったのではないか。あるいは、その時点で県議会議員というような立場の人から、そういうことを何度も何度も言うて来てるんだけど、一応は断ってるんだけど、これ以上は断りきれないと言って、その内部通報制度とかの部署に、この保健福祉部じゃなくて、そういうところの部署にちゃんと連絡をとってたのかという話になってくると思うんです。それをする必要が全くなかったということはないんじゃないかなと私は思うわけです。ですから、もう一回確認させていただきたいということで言いました。直接の担当者は、全くそういう考えには至らなかった、及ばなかったということで理解したらいいんでしょうか。もう一回だけ簡単にその状況をお願いします。

大西地域福祉課長

この事案に関しまして、特に引っ越しの見積書の関係を説明させていただきますと、東部保健福祉局で引っ越しに関する件数で申しますと、平成20年度以降で220件ございました。その中で今回、疑われているという業者も関係した引っ越しもございますが、突出した件数ではないということで、東部保健福祉局では、さらに金額も高いといった印象もなかったことから、特にその時点では疑いを持ってなかったわけです。

ただし、委員長からお話しございましたことについて、去年8月に同じ3業者の組み合わせで見積書が続けて出てきたということで、東部保健福祉局もその見積書の提出についてはおかしいんじゃないかというふうな指摘もさせていただいて、その後は、大手の業者から見積もりをとる、あるいは全く別のところからとるといった指導といたしますか、そういう指摘をしたということもございます。東部保健福祉局が対応している中で、元県議がどうだからというよりも、その書類上でおかしな点については、その都度はっきりと指摘

し、改善を求めるといった対応をこれまでもしてきたところでございます。

大西委員長

そういうことは報道ですから、確かに正確でないところもあるのかもしれないけれども、いろんな前兆みたいなものがあるって、それで今回の事件が起こっているのではないかなと想像に難くありません。

ですから、そういうことについて、今回の件も、これからの件も、そこら辺のことが防止にとっては大事なのではないかと思います。それで、具体的なことは今お聞きしましたが、今後の防止強化策というものをまとめるということでございますので、今、私が指摘したようなことで、今までの午前、午後の議論中で、今回のような事案はなかなか虚偽申請で見つけ出す、洗い出すのは難しいのではと、大体の質問に対してはそういう答えだったんですが、それでは行政として適正な事務執行ができないのではないかと思います。

それで1つ提案でございますが、日常的に情報を収集して、これはおかしいんじゃないかとか、こういう変な事例があったんですよということは、1ケースワーカー、1事務所の話じゃなくて、先ほど情報交換という話もありましたけども、それを担当する人はそういうことの情報全部集めていかなければいけないんじゃないかと思います。情報機関じゃありませんので公開する必要はないんですが、こういうおかしい情報がありますよということを蓄積して行って、その中で、これは絶対おかしいから調査しなきゃいけないと、そういうことを日常的に見つけていかないといけないんじゃないかと思います。

それで、もう一つの問題点としては、支給決定に携わるのもケースワーカー、それから不正を摘発するのもケースワーカー、何でもかんでもケースワーカーという点においては、なかなか難しいのではなかろうかと。介護保険においても、非常に不適切な支給があって、それをいちいち摘発する。それも同じ職員がやるというのは、なかなか大変なようですけども、これだけ沢山の人を対象にしたものですから、1人のケースワーカーさんが65人から100人くらいの間で持ってるわけでしょう。そうするとケースワーカーが、例えば、65件持っていたとして、その65件をずうっと持っていて、こういうことがありましたよと。だけど、その人がこういう指摘をしたら、それですみましたというようなことで1ケースワーカーの話も解決しましたよと。そういうので終わってるんじゃないかなと思うんですよ。

ですから、別に不正を摘発する職員といいますか、不正を摘発するような専門の人が要るんじゃないかなと私は思います。そういったアングラ情報というか、不正情報というか、そういったものを情報収集したり、それにつながるものを調査するとか、そういう人というか、そういう機関というか、そういう権限というか、それをもう一回ちゃんとした形で設置すべきじゃないかと思うんです。国の事務ですから、徳島県だけがやるというのは難しいのかもしれませんが、今回のこの件で何らかの対応をしなければいけないということであれば、そういうものをやるべきだと私は思います。御見解をお聞きしたいと思います。

吉田福祉こども局長

ただいま、委員長から不正受給防止に向けて貴重な御意見をいただいたと思います。日常的な情報の収集、11福祉事務所あるわけですが、そういった情報を収集して蓄積していくというのは、非常に重要な部分だと思っております。その情報を福祉事務所の中で、当然、ケースワーカー1人でなしに共有していくという部分も要ると思います。

また、不正を摘発する職員ということで、その延長線というふうな理解をさせていただいたんですが、そういった不正受給につながるような疑いのある情報の集積について、各福祉事務所でこういった状態でやっているのか、また、これから新たに取り組むならどうすればいいのかの部分についても、不正受給防止の強化策を検討する中で、査察指導員会議というものを開きたいと思っておりますので、各福祉事務所の意見を聞きながら、できるだけそういった強化策が実効性のあるようなものとなるように、検討させていただきたいと思っております。

大西委員長

それから、これも報道によりますと扶川元県議は、生活保護のお世話をした方々、また、それ以外の方々に対して、党员になって党費を納入してくれないかということや党の機関誌「しんぶん赤旗」を購読してくれとか、また、引っ越しとかで不動産を斡旋する場合に、紹介料1万円をその業者が払ったとか、こういうような記事があります。

それで、党費とか党の機関誌というのは、それぞれのところにお金が行っているんだと思いますが、それも皆さん方が今申し上げたアングラ情報といいますか、不正情報の1つの中に今後も入れていかなければいけないということを申し上げておきたいと思っております。県議会議員がいろいろお世話した中で、機関誌をとっているとか、それから入党、党员にするとか、生活保護制度であれば生活保護を受けた人から、そういうことが口に出てきたら、発言があったら、それはチェックしておくべきじゃないかなというような気もします。それは自由な政治活動の一環で、嫌だと言えればいいんだから。それはそれで1つの情報みたいなもので結構ですけれども。

ただ問題なのは、紹介料を払われた業者が「扶会」という小口の金を融通する互助会に全部プールしてた。そこから、いろんな金を出してたというような趣旨の報道がありました。これは、生活保護だけに限らないんじゃないかと思えます。つまり、生活相談所というのをつくっていただけですから、生活相談ということになったら障害者、母子家庭、父子家庭もあるかもしれませんし、それから、さまざまな給付を受けるような制度で議員が紹介したり、相談したりしたようなケースで謝礼をもらって、手数料といいますか、それを自分の財布に入れていないから、懐に入れてないから関係ないんだ。それは助け合いの「扶会」という互助会に入れたんだから関係ないと。こういうことで、そういうことをしたのではなかろうかと想像します。

そうしますと、生活保護の担当の部署以外でも、そういうようなことがあるのではなかろうかということをお私には考える次第です。ですから、扶川元県議1人という訳にはいかないかもしれないけれども、扶川元県議はそういうことをやってたわけですから、扶川元県

議が紹介したり、こういうふうにしてくれと言ってきた保健福祉部門では、少なくとも、もう一回全部チェックしたらどうかと思います。それで、不適切なものがあつたとしたら、それはもう一回調査すべきじゃなかろうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

吉田福祉こども局長

今、委員長から、住宅斡旋の紹介料のお話とか、扶川元県議の「扶会」のお話ということで、具体名も挙げて言っていました。正直申し上げまして、私どものほうで、この部分については、報道等を見たんですけれども、ここで発言できるほどの情報は承知してないということで御理解をお願いしたいと思います。

それから、保健福祉部としてチェックというお話もあつたんですけれども、今回の私どもの生活保護を所管しております東部保健福祉局もそうですし、西部、南部保健福祉局もそうですけれども、総点検の中で今回の事件を念頭に置いて点検をするということにさせていただいておりますので、そういうチェックの話も当然、出てくるのかとは思っております。

大西委員長

わかりました。そういう大風呂敷になるとなかなか締められない、結べないということはおわかりですので。それはやっぱり、そういう観点でもう一回やったらいいと思いますよね。

それで、今の関連で部長にお聞きしたいと思います。私はなぜこういうことを言ったかといいますと、東京都、大阪府などの都会では、貧困ビジネスが業界としてはあるみたいで、保護費をもらってる方を対象として何かいろいろとやっている。不動産、アパートの斡旋、いろいろ何かを購入させるというものですが、それも全部取り込んでやっている貧困ビジネスというのがありますね。徳島県でも、この貧困ビジネスというのが蔓延してないのかなと、今回の事件でそういうふう思うんです。小谷部長としてはどう思いますか。人口も少ない徳島県で、すでに貧困ビジネスが横行している状況にあると思いますか。部長の認識をお聞きしたいと思います。

小谷保健福祉部長

ただいま大西委員長から、いわゆる貧困ビジネスが徳島県内においても横行しているのではないかということについて、私どもの見解でございます。今回の事案については、私から見れば、確かに結果として未然防止ができなかったといったところから、これは危機感を持って生活保護制度に関します県民の方々の信頼を大きく損なわれたと、この事実は非常に重たいものがあると考えております。

また一方、委員長からお話がありましたメディア等によりまして紹介されております他府県とか、都市部における貧困ビジネスとかが徳島県ではどうかというと、横行といったところではないと従来から考えておりましたけれども、今回の事案を見たときに、やはりこれは危機意識を持ってしっかりと丹念に生活保護の公正、厳正な支給を進めていく。

また、生活保護制度だけではなく、周辺の社会福祉の全般について施策を進めていく上で、今一度、原点に立って救わなければいけない人たちはどうなるのかと。そこで、いろんな関係者の方々のお力、御協力をお願いする場面もありますけれども、本当の意味で救済すべき人のためになっているのかどうかということのを常に肝に銘じてやっていかなきゃいけないと、大きな警鐘をいただいたのではないかなと考えておるところであります。

ですから、まずは生活保護制度についての信頼が大きく揺らぎかねない事態でありますので、ここをまずきっちりと早急に立て直してまいりたい。そうした上で、社会保障制度も国全体で大きく変わる、生活保護制度についても変わっていく現状でありますので、常に危機意識を持って原点に立ち返って、いろんな適正化に向けたさまざまな取り組みについて、関係者の御協力を得ながら取り組んでいく必要があると考えております。

大西委員長

最後に、この件については委員長という立場で1つだけ確認、質問をさせていただきます。私も気になりましたので、会議録をコピーしていただきました。それで扶川元議員が、今まで3回定例会をやっていますけれども、この委員会でもよく生活保護の質問をしているなという印象がありました。それで会議録では、母子寡婦福祉資金のことであるとか、社会福祉協議会のやっている生活福祉資金、それから生活保護の家賃の代理納付制度とか、あと、生活保護では通院する場合の移送費というものも議論していました。

また、社会福祉協議会の生活福祉資金で、クーラーの取り付けを対象にするとかしないとか。それから、今問題になってる運転免許取得のための費用であるとか。そういったことを非常に何回も何回も今までに議論されています。こうしろ、ああしろと議論の中でも言ってるわけです。これは議員として、こういう制度でもらってる人がいるから、ちゃんとこういうふうにしてくださいよというのは、議員としての真っ当な職責であり、やらなきゃいけないことだと私は思います。

しかし、この事件を考えると、事件と疑わしいようなことに手を染めてる人が、この委員会で自分が手を染めていることに対して、どうなんだっというふうにいっぱい質問してるんですよ。私は、同じ議員として、同じ委員会の者として、委員会の場でああだこうだと言って、こうしろ、ああしろと言って、現場では自分が出向いて行って何かやっているわけですね。これは、繰り返しになりますけれども、この委員会の場で、議会の場で、そういう発言をし、要請をしていくということは、これはいいことなんですけれども、現場で、そのことを議会でも俺は取り上げているんだみたいなことを言いながら、もし、それをそういうふうにやれみたいなことで、自分が自ら言ってやっていると。それによって、自分が、あるいは自分の関係者が利得するということになってくると、これは本当に大変なことだと思うんですよ。

そこで、お聞きしたいと思いますので簡潔にお答えをいただきたいと思います。委員会での質疑等に対しまして担当している方々は、そういったことで今回の事件、あるいは扶川元県議がやってきたようなことに、現場として影響されたのか。そして、皆さん方は、そういったことを知ってて、わかってた上で答弁してきたのか。そうではないと私は思い

ますが、そこら辺のことについて、今回の事件とここでの議論についての関係をお聞きをしたいと思います。

小谷保健福祉部長

私から、ただいまの大西委員長からの質問に対してお答えさせていただきます。こちらの委員会における議論は、私どもは制度としての議論、一般論、その中には生活保護制度、憲法で保障された最低の生活を保障するといった観点から、全国共通で運用する部分、そしてまた、各都道府県の実情に即してできる部分があるであろうということで議論としてなされた。ただ、個別に議員として活動されてる分については、その内容が我々の制度の運用といったことで影響があったかどうかについては、影響はなかったと信じておるところであります。また、あってはならないということでもあります。

したがいまして、私も11月議会であったかと思いますが、議員の質問に対して、制度改善を国に提言してはどうかといった部分も踏まえて、必要なのであれば国のほうへ積極的に提言していきたいと言ったこともありました。個別の案件に関しても、いろいろと我々も勉強しておりますし、実状に合わない部分も過去において、生活保護制度だけに関しましても、社会情勢に合わせて変わってきてる部分もありますので、その部分はしっかりと適切に対応されてきたものと考えておりますので、議員からの影響はなかったと考えております。

ただ、一度こういう事態になれば、委員長さんからも御指摘いただいたとおり、これはまさに県民の多くの方が持つておられる心配、懸念ではないかなと思っておりますので、繰り返しになりますが、私ども生活保護を担当する部局といたしましては、とにかく県民の方が不安視している、疑問を持っている、これを一日も早く払拭をしていくんだと。そのためには、警察の捜査を待つまでもなく、我々自身ができることを、しっかり改善策を講じて、目に見える形で一つ一つ実施に移していく努力を一所懸命やっていきたいと考えております。

大西委員長

終わります。他にこの生活保護関連の質疑はございますでしょうか。なしと認めます。

それでは、生活保護関連の審査を終わります。

午前中の最初からさまざまな議論をしまして、その議論の内容としては、全体的な質問、細かい点の質問、今後の方向性、国の方向性とかの質問もありましたが、やはり委員の方から話がありましたように、また、部長からも話がありましたように、今回の生活保護に関係する事件で県民の信頼を損なっております。県の担当部局におきましては、総点検を一日も早く行って、先ほど年度末に方向性を出すということで言われておりましたが、これをとにかく一日も早く、年度末と言わずに今月中にできるのならやるというぐらいの気構えでやっていただき、そして防止策、強化策も早くまとめていかれますよう願います。

それは、県民の信頼を取り戻すため、本当に県や県議会の私どもがやらなければいけない課題であると思います。県の担当者におかれましては、きょうは厳しい御意見もあった

かもしれませんが、ぜひとも信頼回復のために、今後、早急に対応していただきたいということを念願して、まとめとさせていただきます。多くの難しい問題や課題があると思いますが、今後も生活保護行政はもとより、生活保護受給者の自立対策、低所得者対策等の積極的な推進を強く求めたいと思います。

次に、この際、保健福祉部・病院局関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

保健福祉部

【提出予定議案】（資料②③）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計予算
- 議案第5号 平成25年度徳島県母子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 議案第35号 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正について
- 議案第36号 徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について
- 議案第37号 徳島県子どものはぐくみ条例の制定について
- 議案第38号 徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 議案第39号 徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部改正について
- 議案第40号 徳島県准看護師試験委員条例の廃止について
- 議案第41号 徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例の廃止について
- 議案第61号 地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標の策定について
- 議案第65号 平成24年度徳島県一般会計補正予算（第8号）

【報告事項】

- 地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画（案）について（資料④）
- 「関西広域連合管内ドクターヘリの愛称決定」について（資料⑤）
- 関西広域連合における「薬物濫用防止対策」の取組みについて（資料⑥）

病院局

【提出予定議案】（資料⑦）

- 議案第21号 平成25年度徳島県病院事業会計予算
- 議案第49号 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第58号 権利の放棄について

【報告事項】 な し

小谷保健福祉部長

2月定例会に提出を予定いたしております保健福祉部関係の案件につきまして、順次、御説明申し上げます。

文教厚生委員会資料をお願いいたします。

資料の1ページ「平成25年度保健福祉部主要施策の概要」でございます。

第1は「次世代育成支援対策の推進」でございます。

①本義会に提案を予定しております「徳島県子どものはぐくみ条例（仮称）」に基づき、安心こども基金等を活用し、次世代育成支援対策に係る施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

また、③不妊治療費助成事業において、新たに出生率の高い凍結胚移植の促進を図るための助成など、安心して出産できる環境を整備するとともに子どもの医療費助成を引き続き実施いたします。

④子どもたちを安心して育てることができるよう、地域の実情を踏まえた保育所や放課後児童クラブの整備促進に努めてまいります。

第2は「豊かな長寿社会の創出」でございます。

①平成24年度を初年度とする「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、地域包括ケアシステムの構築を初めとした総合的な高齢者福祉施策を推進してまいります。

2ページをお願いいたします。

③認知症対策として、支援体制の充実を図るとともに、医療、介護、福祉等の連携体制により、総合的な対策を推進してまいります。

第3の「健康づくりの推進と保健医療サービスの充実」でございます。

まず、「（1）保健体制の充実」といたしましては、①南海トラフの巨大地震等、災害時の保健衛生活動の拠点となる保健所庁舎の耐震化を推進し、また、③県民総ぐるみによる健康とくしま運動を実施するとともに、健康寿命を延伸するため、生活習慣病対策を総合的に推進します。

3ページをお願いいたします。

⑧でございますが、うつ病等、増加している精神疾患を追加する新たな「徳島県保健医療計画」に基づき、医療や生活面の支援体制の充実を図ってまいります。

さらに、⑩県民の健康づくりを推進するため、県民自らが企画した啓発や人材育成の連携の実施等、県民の力を活用した各種事業を推進します。

次に、「（2）医療体制の強化」でございます。

②でございますが、「徳島県地域医療再生計画」に基づき、医療従事者の養成・確保、救急医療の体制の充実、災害医療体制の強化など、各種施策を実施し、県下全域の医療の最適化を図ります。

さらに、④本県救急医療における地域間格差是正のための切り札として導入したドクターヘリの効果的な運用に努めてまいります。

また、⑥「徳島県がん対策推進条例」を踏まえて、県、保健医療関係者、県民が一体となってがん対策の推進を図ってまいります。

4ページをお願いいたします。

⑩でございますが、本年4月1日「地方独立行政法人徳島県鳴門病院」を設立し、より一層の地域医療連携機能の強化を図ります。

「（3）薬務の推進」といたしましては、①県内で製造される医薬品等の品質の向上、安全性等の確保に努めるとともに、③麻薬、覚醒剤等の薬物に関する正しい知識の普及や適切な指導等を行ってまいります。

第4は「障害者の自立と社会参加の促進」でございます。

①本年4月施行の「障害者総合支援法」及び「障害者優先調達推進法」の円滑な実施を図り、②「障害者施策基本計画」及び「障害福祉計画・第3期」に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等を円滑に実施してまいります。

また、⑥福祉、教育、医療、労働の関係機関と連携し、発達障害者や家族への支援体制を整備するとともに、各ライフステージに対応した支援体制の整備と充実を図ってまいります。

5ページをお願いいたします。

第5の「地域福祉の推進」でございます。

③大規模災害時等に、災害ボランティアが効果的な支援活動が行えるよう環境整備に努めます。

④でございますが、生活保護受給者の自立助長や保護の適正化を図るため、就労支援、就学支援、医療扶助の適正化に取り組みます。

また、⑤自殺の防止を図るため、引き続き徳島県自殺者ゼロ作戦を総合的に展開してまいります。

第6は「人権を尊重する社会づくりの推進」でございます。

①「徳島県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、各種啓発事業を実施いたします。

また、⑤「徳島県男女共同参画基本計画（第2次）」に基づく各種施策を推進し、講演会等の啓発事業により、県民意識の高揚を図るとともに、県民との協働によりフレアとくしま100講座を開催いたします。

⑥「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画」に基づき、配偶者等からの暴力の根絶を目指し、若年層をも対象とした普及啓発などに取り組むとともに、関係機関等との連携を強化するなど、DV対策の推進を図ってまいります。

以上が、保健福祉部の主要施策の概要でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

提出予定案件につきまして、御説明させていただきます。

まず、平成25年度の「一般会計・特別会計予算」についてでございます。

一般会計の総括表でございますが、保健福祉部全体の平成25年度当初予算額は、総括表の一番下の計の欄に記載のとおり、787億7,283万8,000円となっております。前年度当初予算額と比較して、38億5,307万円の増、率にして105.1%となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりであります。

7ページをお願いいたします。

特別会計でございます。

こども未来課の母子寡婦福祉資金貸付金特別会計の平成25年度当初予算額は、2億

2,031万9,000円で、前年度当初予算額と比較して4万2,000円の増となっております。

8ページをお願いいたします。

課別主要事項についてでございます。

まず、保健福祉政策課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄、③社会福祉振興対策費アの（ア）「徳島県自殺者ゼロ作戦」推進事業として3,568万4,000円をお願いしております。

これは、引き続き、自殺者の数を減らしていくため、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、人材養成や相談事業、普及啓発など自殺予防に係る各種事業を市町村や関係団体と連携し、総合的に実施するものでございます。

保健福祉政策課合計といたしましては、17億9,225万4,000円となっております。

9ページをお願いいたします。

人権推進課でございます。

青少年女性対策費の摘要欄、①アの（ア）男女共同参画社会啓発事業費は、本年10月に阿南市で開催される日本女性会議の開催経費の一部を補助するものであり、（イ）は、高い啓発効果が期待できる若年層に対して、重点的にDV防止啓発を実施するための経費であります。

また、②男女共同参画交流センター運営費のイの（イ）は、県立総合大学校の講座の充実にあわせて開催する地域活動リーダー養成に係る経費であります。

以上、10ページにありますように、人権推進課合計といたしましては、7億3,574万6,000円となっております。

11ページをお願いいたします。

薬務課でございます。

薬務費の摘要欄、⑤献血推進費226万5,000円は、安全な血液を安定して確保していくため、献血思想の普及等に要する経費であります。

また、⑦薬物乱用対策費284万円は、大きな社会問題となっている、いわゆる脱法ハーブを含む薬物乱用の問題に対応するため、関係機関と連携した総合的な啓発活動や監視、指導、取り締まりに取り組むものであります。

以上、薬務課合計といたしましては、1億1,356万3,000円となっております。

12ページをお願いいたします。

福祉こども局地域福祉課でございます。

社会福祉総務費の摘要欄、⑦災害援護対策費のア、マル新、災害ボランティアセンター設置支援費補助金350万円は、災害時に徳島県社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを立ち上げる際に必要となる設備等の整備などに対して支援を行うものであります。

13ページをお願いいたします。

生活保護総務費の摘要欄、②生活保護法施行事務費のア及びイは、生活保護受給における課題解決に向けた対策を実施するものであります。

下から2番目の段の扶助費の摘要欄、②扶助費でございますが、これは県が所管いたします町村の生活保護世帯への支給費でございますが、50億7,000万円をお願いいたしてお

ります。

以上、地域福祉課合計といたしましては、68億8,174万円となっております。

14ページは、福祉こども局こども未来課でございます。

児童福祉総務費の摘要欄、②児童福祉法等施行事務費のア児童手当市町村補助金17億8,000万円は、「児童手当法」等に基づき、子どものための手当の県負担分を市町村に補助するものであります。

15ページをお願いします。

摘要欄⑤児童健全育成対策費のイの（イ）マル新、めざせ！未来のイクメンプロジェクト270万円は、小学生から子育て中の方を対象に各年代に合わせたイベントや啓発を実施することにより、男性の育児参加を推進するものであります。

16ページをお願いします。

児童福祉施設費の摘要欄、①児童福祉施設整備事業費のア保育所整備事業費補助金6億3,000万円は、民間の保育所施設の増築や耐震改修等に対し支援を行うものであります。

以上、こども未来課合計といたしましては、83億461万5,000円となっております。

17ページをお願いいたします。

母子寡婦福祉資金貸付金特別会計でございまして、2億2,031万9,000円を計上いたしております。

18ページは、福祉こども局障害福祉課でございます。

恐れ入りますが、19ページをお願いいたします。

摘要欄⑧障害者地域生活支援費のイの（ア）マル新、発達障害者災害時支援体制整備事業150万円は、東日本大震災での発達障害者に対する支援の課題を踏まえ、避難所での対応を盛り込んだマニュアルの作成や県民への理解を促進するための講演会の開催等を行うための経費であります。

20ページをお願いいたします。

児童福祉施設費の摘要欄、①児童福祉施設整備事業費のア、マル新、障害児入所施設防災拠点化整備事業費2億8,767万円は、平成24年度から民営化されたあさひ学園において、福祉避難所としての機能を付加し、災害時要援護者の支援体制を強化する改築工事に対して支援を行うものであります。

以上、障害福祉課の合計といたしましては、71億2,617万6,000円となっております。

21ページをお願いいたします。

医療健康総局医療政策課でございます。

医務費の摘要欄、③医療衛生費のイ医療提供体制確保総合対策事業費28億6,052万7,000円は、徳島大学への5つの寄附講座を引き続き県立3病院に設置するための経費や三好病院高層棟の改築を支援する経費など、医師確保対策や医療機関の機能強化等に総合的に取り組むものであります。

この内、（イ）マル新、がん診療機能等整備事業2億7,400万円は、県立三好病院及び鳴門病院の救急医療機能等の強化を図るため、MRIの整備を支援する経費であります。

（オ）マル新、在宅医療ネットワーク構築支援事業」4,000万円、（カ）マル新、在宅

療養支援診療所等体制強化事業4,000万円は、在宅医療における医師、看護師等の多職種の連携や医療サービス向上への取り組みに対する支援、また、在宅医療に必要な医療機器の整備支援を行うものであります。

ウ医療施設耐震化整備事業費9億9,463万円は、県立三好病院の高層棟の耐震化を支援するものでございます。

また、その下のエ広域災害医療体制整備事業費の（ア）マル新、医療救護・活動拠点整備事業4,800万円は、南海トラフの巨大地震など大規模災害発生時に、医療救護活動の中心的役割を担う徳島県医師会の医療救護・活動拠点機能整備に必要な経費を支援するものです。

22ページでございますが、⑦マル新、地方独立行政法人徳島県鳴門病院設立運営費24億45万円は、本年4月1日の設立に当たり、法人の円滑な運営を図るとともに、県北部の中核病院としての拠点機能強化を促進するための経費であります。

保健師等指導管理費の摘要欄、②看護関係対策費のウの（ア）マル新、訪問看護ステーション拠点機能強化事業1億円は、南部、西部圏域において、在宅医療を推進するとともに、看護職員確保対策を進めるための拠点整備に対して支援を行うものであります。

以上、医療政策課の合計といたしましては、139億3,533万4,000円となっております。24ページをお願いいたします。

医療健康総局健康増進課でございます。

公衆衛生総務費の摘要欄、②母子保健対策費のイの（ア）マル新、こうのとりの応援事業800万円は、本県独自の不妊治療費助成事業として妊娠の確立が高い凍結融解胚を用いた不妊治療費に対して、県単独での助成を行うための経費であります。

（イ）マル新、広がる素敵なお顔の輪ムーブメント事業は、不妊症、不育症について、若い世代を中心に普及啓発等を行うための費用であります。

予防費の摘要欄、①感染症予防費のイ、マル新、感染症・健康危機管理対策事業費2,100万円は、災害時の避難所等における健康管理の支援や新型インフルエンザなどの感染症の危機管理対策として、健康危機管理専門職員のスキルアップ及び支援資機材のsaraなる充実を図るための経費であります。

③予防検診費のア、マル新、肝炎ウイルス検査医療機関委託事業費291万5,000円は、これまでの保健所での無料検査に加え、医療機関委託を行い、県民の利便性に配慮した検査体制を整備するものです。

④健康増進普及費ウの（ア）マル新、要介護者等の口腔ケア推進事業500万円は、医科歯科連携による専門的な口腔ケアの必要性の啓発とともに、介護施設職員等への口腔ケアの実施方法を周知することにより、在宅及び施設における口腔ケアの推進を図るものです。

オの（ウ）がん診療機能整備事業1億5,000万円は、県西部におけるがん医療提供体制の充実を図るため、県立三好病院にリニアックを整備するものであります。

キのとくしま「がん検診受診率アップ」総合戦略事業費（ア）マル新、「がん検診受診率アップ」プラスワンモデル事業300万円は、市町村の創意工夫による受診率向上への取り組みに対して支援等を行うものであります。

26ページをお願いいたします。

精神衛生費の摘要欄、①精神障害者医療給付費のイの（ア）マル新、かかりつけ医と精神科医の連携事業 245 万 2,000 円は、うつ病を含む気分障害患者の重症化予防のため、内科などの一般医から精神科医への連携を円滑に行うネットワークの構築に要する経費であります。

ウの認知症疾患医療センター事業費 1,554 万 7,000 円は、認知症の専門的な診断や相談等を行う地域型の認知症疾患医療センターを県南部、県西部に設置するものであります。

④障害者地域生活支援費のイ、マル新、高次脳機能障害地域連携推進事業費 484 万円は、新たな障害である高次脳機能障害に対して、理解を促進するための普及啓発を行うとともに、相談事業の充実や支援ネットワークの構築など、高次機能障害者への支援対策を実施するものです。

以上、健康増進課の合計といたしましては、56億 4,785 万 7,000 円となっております。

27ページをお願いいたします。

医療健康総局長寿保険課でございます。

老人福祉費の摘要欄、②長寿社会対策費のアの（ア）マル新、とくしま高齢者いきいきステップアップ事業 653 万 7,000 円は、シルバー大学校と大学院に防災講座を新設するなど、高齢者のさらなる社会参加と生きがいと健康づくりを推進するものであります。

28ページをお願いいたします。

エの（ア）マル新、地域資源活用型認知症サポート事業 220 万円は、県南部、県西部での認知症相談会の開催、認知症グループホームを活用した介護現場での実践的な研修を通じた地域リーダーの養成など、認知症対策のさらなる充実を図るものであります。

⑥介護保険対策費のキの（ア）マル新、地域ケア会議開催支援事業 200 万円は、多職種連携の場としてモデル的な地域ケア会議の運営を支援し、地域包括支援ネットワークを構築するための経費であります。

29ページをお願いいたします。

老人福祉施設費の摘要欄、①老人福祉施設整備事業費のアの（ア）介護基盤緊急整備等臨時特例事業費補助金 7 億 1,000 万円は、第 5 期介護保険事業計画において整備予定のある介護施設の整備に対して助成を行うものであります。

以上、長寿保険課の合計といたしましては、342 億 3,555 万 3,000 円となっております。

30ページをお願いいたします。

（2）地方債でございますが、こども未来課の母子寡婦福祉資金貸付金につきまして、限度額 200 万円の起債をお願いしております。

その下の、「2 その他の議案等」の（1）条例案でございますが、アの「徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例」は、他県との均衡を勘案し、主任介護支援専門員研修の実施に係る手数料を定めるとともに、各関係法律に基づく准看護師試験及び調理師試験等に係る事務が関西広域連合に移管されることに伴い、これらの事務に係る手数料を廃止するものであります。

イの「徳島県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例」は、当該基金に係

る国の要領の改正に伴い、基金の設置期間を平成25年3月31日から、平成26年3月31日までに行われる当該基金事業に要する経費の精算が完了する日に改めるものであります。

ウの「徳島県子どもはぐくみ条例」につきましては、11月定例会の当委員会におきまして、制定の基本方針等について御報告を申し上げたところであります。

その後、少子化対応県民会議でいただいた御意見やパブリック・コメントも参考に素案の検討を行ってまいりました。

その結果、この度、条例案として提案することといたしました。

条例案の概要についてでございますが、昨年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」の内容を全国に先駆けて反映させるとともに、食育の推進、野菜の摂取、若者交流の日など、本県独自の施策を明文化いたしました。

施行期日は、公布の日からとしております。

エの「徳島県児童福祉施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例」は、県が設置する児童福祉施設ライトホームにつきまして、入所児童の減少や施設の老朽化並びに「児童福祉法」の改正により社会福祉法人等が行う障害児支援体制の充実が図られてきたことなどを踏まえ、本年3月31日をもって廃止することに伴うものです。

オの「徳島県障害者介護給付費等不服審査会設置条例等の一部を改正する条例」は、「障害者自立支援法」の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

カの「徳島県准看護師試験委員条例を廃止する条例」は、准看護師試験等に係る事務が関西広域連合に移管されることに伴い、条例を廃止するものであります。

キの「徳島県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金条例を廃止する条例」は、当該基金に係る子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の対象事業が、今年度で終了することに伴い、条例を廃止するものであります。

施行期日は、平成25年7月1日としております。

続きまして、（2）地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期目標の策定についてであります。これは、「地方独立行政法人法」第25条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の中期目標を定めるに当たり、同条第3項の規定により議決をいただく必要がございます。

イの中期目標の概要であります。イ）中期目標の期間を平成25年度から平成28年度までの4年間とし、中期目標の項目としては、「地方独立行政法人法」に基づき、ウ）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、エ）業務運営の改善及び効率化に関する事項、オ）財務内容の改善に関する事項、カ）その他業務運営に関する重要事項を4本柱とし、とりわけ、地域の医療機関との連携、救急医療の強化、がん医療の充実、災害時における医療救護などに重点的に取り組むこととしております。

なお、地方独立行政法人においては、当該中期目標に基づき、目標達成に向けた中期計画を作成し、計画的かつ効率的な業務運営に努めることとなります。

続きまして、文教厚生委員会資料（その2）をお願いいたします。

平成24年度の補正予算案でございます。

資料の1ページ、「一般会計予算 歳入歳出予算」の総括表でございます。

福祉子ども局子ども未来課及び医療健康総局長寿保険課の2課で補正予算をお願いしており、補正予算総額は、表の最下段にありますように12億4,149万4,000円でございます。補正後の総額は793億6,930万円となっております。財源は、財源内訳欄に記載のとおりであります。

2ページをお願いいたします。

課別主要事項、福祉子ども局子ども未来課でございます。

児童福祉総務費の摘要欄①のア、安心子ども基金積立金10億9,149万4,000円は、今年度の国の補正予算に盛り込まれております交付金を原資に、安心子ども基金の積み増しを行うものであります。

3ページをお願いいたします。

医療健康総局長寿保険課でございます。

老人福祉施設費の摘要欄①のア、介護基盤緊急整備等臨時特例基金積立金1億5,000万円は、同じく、今年度の国の補正予算に盛り込まれております交付金を原資に、当該基金の積み増しを行うものであり、これらを財源として、速やかな事業の推進を予定しておりますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

提出予定案件の説明は、以上であります。

続きまして、この際3点御報告を申し上げます。

報告の1点目は、『地方独立行政法人徳島県鳴門病院の「中期計画（案）」（骨子）』についてであります。

お手元の資料1をごらんください。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の運営に当たっては、先ほど御説明いたしました中期目標に基づき、法人において中期計画を作成し、本年4月1日、県知事に対し認可申請を行う必要があります。また、県知事の認可に際しては、県議会の議決を経ることとなっております。

このたびの設立時における中期計画につきましては、法人が設立していない状況において作成していくため、現在、本県と鳴門病院の共同作業により、取りまとめているところであります。計画の項目といたしましては、住民に対して提供するサービスなどとし、患者数や病床利用率等の数値目標を示していくこととしております。

今後、評価委員会での検討を終え、目標値を明確に示した内容につきまして、付託委員会で御審議いただきたいと考えております。

報告の2点目は、「関西広域連合管内ドクターヘリの愛称決定」についてであります。

資料2をごらんください。

関西広域連合が行うドクターヘリ事業への取り組みを府民、県民の皆様に、もっと身近に感じていただけるよう、すでに広域連合への事業移管を行っている公立豊岡病院ドクターヘリを初め、来年度、事業移管を行う大阪府及び徳島県ドクターヘリについて、地域の方々に親しまれる愛称の募集を行いました。

その結果、全体で392点の応募があり、その中から、ドクターヘリごとに、関係府県及

び基地病院において愛称候補の選定を行い、去る2月5日に開催した関西広域救急医療連携計画推進委員会に報告し、愛称が正式に決定されたところであります。

徳島県ドクターヘリについては、本県を代表する産物である藍と鳥を合わせた造語である「KANSAI・藍（あい）バード」に決定いたしました。

今後、各々の愛称を積極的に活用して、ドクターヘリ事業のさらなる普及啓発に努め、府民、県民の皆様に、広域医療の取り組みをさらに身近なものとして、実感していただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

報告の3点目は、『関西広域連合における「薬物濫用防止対策」の取り組み』についてであります。

資料3をごらんください。

昨年12月に開催された関西広域連合委員会におきまして、薬物濫用防止対策の広域的な取り組みについて、委員から提案があり、本県が事務局を務める広域医療局が中心となって検討を行うこととなりました。

広域医療局としては、まずは、構成府県、政令市との連絡体制を構築し、条例制定や薬物指定に関する情報収集、提供を行うとともに、去る1月18日には、早速、構成府県、政令市の薬務担当者会議を開催したところであり、構成府県、政令市と連携を密にし、情報共有の仕組みづくりや、連携方策の検討などにしっかりと取り組んでまいります。

報告は以上であります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

黒川病院局長

それでは、2月定例会に提出を予定いたしております病院局関係の案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の病院局関係説明資料の1ページをお開きください。

「I 平成25年度病院局主要施策の概要」についてでございますが、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中で、県立病院におきましては、県民医療の最適化を見据え、医療の質、透明性、効率性を確保するとの視点に立ち、県民に支えられた病院として、県民医療の最後のとりでとなるとの基本理念を実現するための各種施策を着実に推進してまいりたいと考えております。

まず、「1 医療機能の強化・向上」についてでございます。

中央病院におきましては、新病院開院を機に充実した機能を発揮し、急性期・救急医療、高度・専門的医療、災害医療の各分野で、県の中心的な役割を担うとともに、総合メディカルゾーン構想に基づく徳島大学病院との連携・協力に取り組んでまいります。

次に、三好病院におきましては、四国中央部の医療拠点を目指して、救急医療機能の充実・強化や耐震化を推進するため、高層棟の改築と低層棟の機能整備等を進めてまいります。

また、海部病院におきましては、南海トラフの巨大地震発生時において、災害拠点病院としての機能を十分に発揮できるよう、移転改築に向けて実施設計等に取り組むとともに、

訪問診療を中心とした地域医療機能の拡充を図ってまいります。

「2 県立病院に対する信頼と評価の向上」についてでございます。

病院内の感染防止及び医療事故防止等の安全管理対策を徹底し、患者の安全と人権を守る医療体制を整備するとともに、組織一丸となってコンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。

また、病院情報の透明性を高め、県民に対する適切な情報提供を推進するとともに、地域に開かれた病院として、経営戦略会議への住民参加等を通じまして、住民と一体となった医療を提供してまいりたいと考えております。

「3 医師確保対策の推進」についてでございます。

全国的な医師の地域偏在及び診療科偏在の問題が続く中、病院局といたしまして、「地域医療再生計画」に位置づけられた県立病院関係の事業を着実に実施するとともに、県立3病院それぞれが、地域特性や機能に応じた魅力ある病院づくりに努め、県立病院間の人事交流の推進や徳島県地域医療支援センターの機能活用も図りながら、必要な医師の確保を図ってまいります。

以上が、主要施策の概要でございます。

続きまして、2ページをお開きください。

「II 提出予定案件」につきまして、御説明申し上げます。

平成25年度徳島県病院事業会計予算でございます。

まず、業務の予定量でございますが、表の右端、計の欄に記載のとおり、年間患者数につきましては、最近の実績、動向等を勘案して、入院患者として延べ約21万人を外来患者として、延べ約28万人を見込んでおります。

3ページをごらんください。

収益的収入及び支出についてでございますが、ここには、病院事業の収益、費用をすべて計上してありまして、いわば決算の損益計算に当たるものでございます。収入として、病院事業収益の合計は、一番上の行の「25年度当初予定額A」と書かれた欄のとおり、189億2,980万9,000円といたしております。

前年度と比較いたしますと、率にいたしまして8.9%の増となっております。

4ページをお開きください。

支出でございますが、病院事業費用の合計は一番上の行の「25年度当初予定額A」の欄のとおり、200億597万5,000円といたしております。

前年度と比較いたしますと、率にいたしまして6.4%の増となっております。

収入から支出を差し引いた収支差は、マイナスの10億7,616万6,000円となりますが、これは新中央病院建物や新病院開院に合わせて購入した医療器械等の減価償却費などが増加したことによるものです。

続きまして、5ページをごらんください。

資本的収入及び支出についてでございます。

これは、企業債の借入等により、病院の改築や医療器械の購入等を行う、いわば資金収支の性格を持つものでございまして、決算では資産や負債など、貸借対照表の科目の増減

に反映されることとなります。

まず、資本的収入の合計は、一番上の行の「25年度当初予定額A」の欄のとおり、90億2,960万2,000円となっております。

6ページに移りまして、資本的支出の合計は、一番上の行の「25年度当初予定額A」の欄のとおり、97億6,387万9,000円となっております。

このうち、建設改良費中の病院増改築工事費につきましては、上から3段目でございますが、56億3,911万円となっております、これは中央病院改築、三好病院高層棟改築、海部病院改築等に係る経費でございます。

また、その下の欄の資産購入費9億2,967万2,000円につきましては、新しい三好病院においてリニアックや磁気共鳴断層撮影装置（MRI）を整備するものでございます。

7ページをごらんください。

エの債務負担行為として、三好病院医療器械・備品整備事業におきまして、平成26年度から平成31年度にかけて、16億5,000万円を限度とする債務負担行為の設定をお願いするものであります。

これは、新しい三好病院において、高度な医療を提供するため、最新の医療器械等を整備するもので、一番下のケの重要な資産の取得においても、取得予定の医療器械の名称を記載しております。

次に、投資財源として借り入れるオの企業債でございますが、病院の改築や医療器械の購入等に充当するもので、限度額36億9,400万円を予定しております。

また、その下のカの一時借入金は、年度を通じて病院事業会計の資金繰りに支障を生じさせないためのものとして、限度額50億円を予定しているところでございます。

8ページをごらんください。

（2）継続費でございますが、三好病院高層棟改築等事業について、平成22年度から平成25年度までの総額51億3,000万円の継続費を設定しております。

続いて、9ページをごらんください。

「2 その他の議案等」といたしまして、（1）条例案でございますが、「徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を提出いたしております。

これは、手術前後のがん患者等に対する口腔機能管理の充実を図るため、県立中央病院に歯科口腔外科を新設するものであります。なお、施行期日は、平成25年4月1日からとしております。

次に、（2）権利の放棄についてでございます。

県立病院における診療及び検査等に係る債権のうち、すでに消滅時効の期間が到来し、債務者本人及び連帯保証人ともに死亡していることから、債権回収が不能となっているものにつきまして、「地方自治法第96条第1項第10号」の規定に基づき、権利の放棄をお願いするものでございます。放棄する債権は19件、総額で189万6,270円となっております。

なお、県立病院の未収金につきましては、電話や文書、戸別訪問等による督促に加え、回収が困難と判断される案件については、裁判所への法的措置も行い、債権回収に取り組んでいるところでございます。

今後とも、さらなる取り組みに努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提出予定案件の御説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

大西委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑については、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

ただいま、説明、報告等があったことと保健福祉部・病院局関係で質問のある方は挙手をお願いいたします。

それでは、議事の都合により休憩いたします。（14時55分）

大西委員長

それでは、再開いたします。（14時55分）

質疑をどうぞ。

岡田委員

先ほど説明いただきましたが、まずは11月の本会議において質問させていただきました地方独立行政法人となった後の鳴門病院のあり方ということで、平成25年度にかなりの予算を立てていただいている、これから地域に根ざした医療の信頼を得られる病院として、中間報告も出ておりますし、これからの将来ビジョンというのが見えてきたかなと思うんです。

その中であって、1つはMRIの器械を買っていただけることと、もう一つ、電子カルテのネットワーク化で地域医療の連携を深めていただけるというような方向性も出てきているようなんですが、今後、県北東部における鳴門病院として位置づけられていくんですけれども、その中であって、地域医療の水準のさらなる向上を図って、本県の医療体制との連携という部分で今後どのような展開を考えられているのかをお伺いしたいんですけれども。

木下医療政策課長

岡田委員から、鳴門病院の平成25年度の当初予算、それから運営のあり方について、御質問をいただいております。鳴門病院は、平成25年4月から地方独立行政法人として設立して、運営するようになるんですけれども、その基礎となる設立運営費ということで、土地とか建物等の購入費のほかに、今度、議案として提案する予定となっております中期目標で、救急医療でありますとか、災害医療、がん診療、地域医療機関との連携ということを位置づけておりますので、それを充実するための機器等を整備するというので、平

成25年度に予算化しております。

その内容は、今、岡田委員から御説明がありましたMRIの導入でありますとか、電子カルテを活用した地域の医療機関との情報の共有化ということで位置づけているものでございます。MRIにつきましては、がん診療にも使えますし、それから、救急対応でも新しい機器がありますと検査時間が短くなります。診断の迅速化が図れるということで、その面では充実が図れると考えております。

それから、鳴門病院につきましては、地域医療支援病院でございますので、地域の医療機関との連携が非常に大事でございます。現在は、例えば、予約紹介のときに紙ベースで貼ったり、CDに焼きつけてといったようなことがあったんですけども、地域の医療機関との連携ができるようなICT化を図りますと、紹介、逆紹介のときに画像がインターネット上で見えると。これはもちろん、患者さんの同意を得た上でということになるんですけども、そういうことが図れていくような取り組みをする予算を計上しているところでございます。

岡田委員

ありがとうございます。もう一点、県下全域での医療連携についての取り組みという部分でどうなりますかという質問があるんですけども。

木下医療政策課長

特に運営形態は、地方独立行政法人ということで県立病院と形態は違うんですけども、県が設立団体で資本金も支出しているということで、県の関与が強い病院でございます。

ですから患者サービスの面でありますとか、あるいは効率的な経営が図れるようなところでは連携していく必要があると考えております。先ほど申し上げました画像の場合には、鳴門病院で設置していないような器械が中央病院に設置しているというようなこともございます。例えば、リニアックとかございますので、そういう適応の患者さんが生じれば、中央病院へ紹介して、そのときにデータとかが使えるのであれば、それを提供していくということもやっていけるのではないかと考えております。

岡田委員

中央病院はこの間、視察に行かしていただきましたけれども、非常に高度な技術がありますし、また、先ほど三好病院にもそれが入るような予算があったんですけども、鳴門病院につきましては、距離的に比較的、近距離で行けるということですので、ぜひ、連携してつながって、県北部の鳴門病院でも同じような医療が受けられると。

県立中央病院医療メディカルネットワークの中で、もう一つのネットワークとして広げていただいて、県立病院とともに県の4大病院という位置づけをしていただきまして、今後の鳴門病院の位置づけを確立していただきたいなと思います。

それと、先ほどおっしゃっていただきましたように、鳴門市内にはいろんな民間病院もございますし、地域医療連携で今でも紹介状を持って行ったり、レントゲンのパネルを持

って行ったりということで、紹介していただいて鳴門病院に診療を受けに行っているというのが鳴門の現状でございます。それらを落としたりとかの心配をしなくていいようになる部分では、本当に患者さんにとってもスムーズな紹介の仕方のできるのではないかと思いますので、電子カルテ化を進めていただいて、それは当然、個人情報になりますので、その取り扱い、管理、セキュリティの部分も確実にしていただけるというシステムを構築していただければと思います。

そして、本会議でも言いましたが、鳴門病院が鳴門市民並びに県北部の皆さんに愛されて、信用されて、皆が鳴門病院へ行っているんよというような病院になるように、ぜひ今後とも取り組んでいっていただけるように要望したいと思います。

木下医療政策課長

鳴門病院は今でも地域の中核的な病院として県北部から、淡路島、香川県東部からの患者さんもいらっしゃるんですけども、本当に県が関与する地方独立行政法人になってよかったと言っていたような病院となりますように、病院ともども、県としても努力してまりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

重清委員

先ほど、生活保護関係の書類の再確認とか、総点検とかをやるということで、最後に大西委員長が言われたように、いろんな障害者の方、奉仕の方、また高齢者福祉といろいろあって、先日もグループホームで取消しという事案もあったんですけども。

ここら辺の総総点は、先ほど予算書を見たらいっぱいあるみたいなんですけれど、そこらはどんなんですか。生活保護関係だけを総点検、再確認するという方向ですか。

小谷保健福祉部長

先の集中的な審議の場面におきましては、生活保護の焦点があったという形で、生活保護の制度、また、その運用に関して県民の不安の疑念が広がってきたため、まず、事務所において総点検をしていくということで、我々といたしましても、作業を集中して、重点的に取り組んでまりたいと考えております。

最後に大西委員長さんのほうから、いろんな部分で議会審議においても関わってくると、その部分については、総点検という形になるかどうかはありますけれども、原点に立ち帰って、今後に向けて厳正、公正な運営についてどうすべきかといったところ、注意喚起といったところについて、これからも県民の方々のいろいろな福祉制度、生活保護に限らず、生活困窮者に対して、本来の形でどんなふうになれば適正できるかとの部分については、原点に帰っての運用、注意喚起については、しっかりと行いたいと考えております。

全体として、今後とも、どの部分においても、県民の疑惑を招かないような形で運用してまいりたいと考えておりますので、御理解いただけたらと思います。

重清委員

今まで県の不祥事とか、事件とかは、大体続くんですよね。その年に集中して。今まで、元県議が他の部分でもいろいろと質問してるようですから、実際問題、病院にしたって、いろんな不正請求とかがあるみたいですから、この際、一斉に点検、再確認やったらどうですか。生活保護だけでないと思いますので。金額もどんどん大きくなってきてるし、そういうチェック体制がしにくくなってきてようなんので、どしたらいいかをこのときにもう一度やらなんたら、こういう問題は次々と出てきます。

今、各地域でも、ショートステイやグループホームなど、いろんな施設がどんどんできておりますんで、これはどっやてチェックしてるのかなと。たしかに難しくなっていてるんで、どこかで一回きれいにチェックして、次からしやすいような体制をとっていただきたいんですけども、どうですか。

小谷保健福祉部長

保健福祉部の業務の内容が、保健医療、また、その連携も含めて大変広いものでございます。また、少子高齢化ということで、その業務の量も予算も多く広がりつつありますので、そのチェック体制、担当者だけでなく組織全体として二重、三重のチェックができているのかどうか、今回の事案に限らず、一般的に不正が入り込む余地がないのかどうか、そうしたところも含めて、注意喚起をした上で、よりよい仕組みになるように取り組みたいと考えております。委員の趣旨を踏まえて、厳正、公正な全体としての執行ができるように、取り組んでまいりたいと考えております。

重清委員

よろしく申し上げます。あと一点、病院局の債権放棄についてでございますが、これは死亡したとか、いなくなったということで、これは全てそうですか。これは中央病院と三好病院だけで、海部病院はゼロのようですけれども。これは200万円足らずですけれども、元々の総金額はいくらだったんですか。

仁木病院局経営企画課長

今回の債権放棄の額に対して、未収金の額がどの程度なのかという御質問かと思えます。

未収金の金額につきましては、平成24年5月末現在におきまして、医療費等の個人負担分が1,676件で金額にいたしますと1億4,477万円余りでございます。

今回の権利放棄をお願いしている案件につきましては、徳島県病院事業滞納未収金取扱要綱に基づきまして、電話や文書で督促を繰り返しまして、未収金の回収に向け統一的に取り組んでいるところでございますが、今回の案件につきましては、債務者本人及び連帯保証人がともに死亡していることが住民票、あるいは戸籍謄本により確認できるもので、さらに、昨年度末時点で既に消滅時効の3年を経過しているものでございます。

こうしたことで、債務を履行させることが著しく困難であると認められ、現実的に回収が困難であると認められるものにつきまして、今回、権利放棄の議決をお願いしているものでございます。

重清委員

この200万円足らずが元々何ぼあったんですか。この3年間で何ぼ回収したんですか。どんだけの努力をやって、そのうちの何ぼが回収できて、残ったのがこんだけですから話でしょ。これまで3年間で一銭もようたらんで消そうとしているのか。債権回収基金とかに掛けなかったんですか。金額が大きいのもありますけれども。その金額を聞いているんですけど。

大西委員長

小休いたします。（15時24分）

大西委員長

再開いたします。

ただいま、重清委員からの御質問は、手元に正確な資料がないということでございますので、病院局のほうで担当者は責任を持って、今の質問の答弁の数字を調べて、重清委員に報告していただきたいと思いますがよろしいございますか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

これをもって質疑を終わります。

以上で、保健福祉部・病院局関係の調査を終わります。（15時29分）